

学校教育法等の一部を改正する法律案

新旧対照表目次

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第一条関係〕	1
学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）〔第二条関係〕	43
市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）〔第三条関係〕	49
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）〔第四条関係〕	52
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四十七号）〔第五条関係〕	55
学校図書館法（昭和二十八年法律第八十五号）〔第六条関係〕	64
高等学校の定時制教育及び通信教育振興法（昭和二十八年法律第二百三十八号）〔第七条関係〕	65
義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第五十七号）〔第八条関係〕	67
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）〔第九条関係〕	68
農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律 （昭和三十二年法律第四百四十五号）〔第十条関係〕	69
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）〔第十一条関係〕	71
公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第八十八号）〔第十二条関係〕	75
公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）〔第十三条関係〕	77
学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）〔第十四条関係〕	78
地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百十八号）〔第十五条関係〕	79

附則関係

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）〔附則第二条関係〕	80
行政書士法（昭和二十六年法律第四号）〔附則第二条関係〕	81
美容師法（昭和三十三年法律第六十三号）〔附則第二条関係〕	82
防衛省設置法（昭和二十九年法律第六十四号）〔附則第二条関係〕	83
公認会計士法（昭和二十三年法律第三号）〔附則第三条関係〕	84
税理士法の一部を改正する法律（平成十三年法律第三十八号）〔附則第三条関係〕	85
医師法（昭和二十三年法律第二百一号）〔附則第四条関係〕	86
歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二号）〔附則第四条関係〕	87
獣医師法（昭和二十四年法律第八十六号）〔附則第四条関係〕	88
図書館法（昭和二十五年法律第一百十八号）〔附則第四条関係〕	89
司法試験法（昭和二十四年法律第四百十号）〔附則第五条関係〕	90
法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）〔附則第五条関係〕	91
クリーニング業法（昭和二十五年法律第二百七号）〔附則第六条関係〕	92
と畜場法（昭和二十八年法律第一百四十四号）〔附則第六条関係〕	93
調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）〔附則第六条関係〕	94
製菓衛生師法（昭和四十一年法律第一百五号）〔附則第六条関係〕	96
食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成二年法律第七十号）〔附則第六条関係〕	98
理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（平成七年法律第九号）〔附則第六条関係〕	99
地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）〔附則第七条関係〕	100
義務教育費国庫負担法（昭和二十七年法律第三百三号）〔附則第七条関係〕	101
離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）〔附則第七条関係〕	102

義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律（昭和三十三年法律第八十一号）〔附則第七条関係〕	103
診療放射線技師法（昭和二十六年法律第二百二十六号）〔附則第八条関係〕	104
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）〔附則第八条関係〕	106
臨床検査技師等に関する法律（昭和三十三年法律第七十六号）〔附則第八条関係〕	107
理学療法士及び作業療法士法（昭和四十年法律第三百三十七号）〔附則第八条関係〕	108
柔道整復師法（昭和四十五年法律第十九号）〔附則第八条関係〕	110
視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）〔附則第八条関係〕	111
社会福祉士及び介護福祉士法（昭和六十二年法律第三十号）〔附則第八条関係〕	112
臨床工学技士法（昭和六十二年法律第六十号）〔附則第八条関係〕	114
義肢装具士法（昭和六十二年法律第六十一号）〔附則第八条関係〕	115
救急救命士法（平成三年法律第三十六号）〔附則第八条関係〕	116
言語聴覚士法（平成九年法律第三百三十二号）〔附則第八条関係〕	118
社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第 号）〔附則第八条関係〕	119
特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四百四十四号）〔附則第九条関係〕	121
学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）〔附則第九条関係〕	122
特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第一百八十八号）〔附則第九条関係〕	123
あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）〔附則第十条関係〕	124
栄養士法（昭和二十二年法律第二百四十五号）〔附則第十一条関係〕	126
船員職業安定法（昭和二十三年法律第三百三十号）〔附則第十二条関係〕	127
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第三百三十二号）〔附則第十三条関係〕	128
少年法（昭和二十三年法律第六十八号）〔附則第十四条関係〕	129
教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）〔附則第十五条関係〕	130
教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百七十七号）〔附則第十六条関係〕	131

社会教育法（昭和二十四年法律第二百七号）〔附則第十七条関係〕	140
私立学校法（昭和二十四年法律第二百七号）〔附則第十八条関係〕	142
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）〔附則第十九条関係〕	146
税理士法（昭和二十六年法律第二百三十七号）〔附則第二十条関係〕	150
教育職員免許法の一部を改正する法律（昭和二十九年法律第五十八号）〔附則第二十一条関係〕	153
女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）〔附則第二十二条関係〕	155
クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第五十四号）〔附則第二十三条関係〕	156
就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）〔附則第二十四条関係〕	157
租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）〔附則第二十五条関係〕	158
学校保健法（昭和三十三年法律第五十六号）〔附則第二十六条関係〕	159
公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）〔附則第二十七条関係〕	162
国民年金法（昭和三十四年法律第四十一号）〔附則第二十八条関係〕	164
障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）〔附則第二十九条関係〕	165
薬剤師法（昭和三十五年法律第四十六号）〔附則第三十条関係〕	167
義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和三十八年法律第八十二号）〔附則第三十一条関係〕	168
所得税法（昭和四十年法律第三十三号）〔附則第三十二条関係〕	170
学校教育法の一部を改正する法律（昭和五十年法律第五十九号）〔附則第三十三条関係〕	172
私立学校振興助成法（昭和五十年法律第六十一号）〔附則第三十四条関係〕	173
国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）〔附則第三十五条関係〕	175
消費税法（昭和六十三年法律第八号）〔附則第三十六条関係〕	176
地価税法（平成三年法律第六十九号）〔附則第三十七条関係〕	178
日本私立学校振興・共済事業団法（平成九年法律第四十八号）〔附則第三十八条関係〕	179
学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）〔附則第三十九条関係〕	180

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第三百三十九号）〔附則第四十条関係〕	181
独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第六十二号）〔附則第四十一条関係〕	184
構造改革特別区域法（平成十四年法律第八十九号）〔附則第四十二条関係〕	185
国立大学法人法（平成十五年法律第一百十二号）〔附則第四十三条関係〕	189
独立行政法人大学評価・学位授与機構法（平成十五年法律第一百四十四号）〔附則第四十四条関係〕	191
裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成十六年法律第六十三号）〔附則第四十五条関係〕	192
薬剤師法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三百三十四号）〔附則第四十六条関係〕	193
学校教育法の一部を改正する法律（平成十七年法律第八十三号）〔附則第四十七条関係〕	195
国家公務員の留学費用の償還に関する法律（平成十八年法律第七十号）〔附則第四十八条関係〕	196
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〔附則第四十九条関係〕	197
就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）〔附則第五十条関係〕	200
学校教育法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十号）〔附則第五十一条関係〕	201
国家公務員の自己啓発等休業に関する法律（平成十九年法律第一号）〔附則第五十二条関係〕	202
国民年金事業等の運営の改善のための国民年金法等の一部を改正する法律（平成十九年法律第一号）〔附則第五十三条関係〕	203
文部科学省設置法（平成十一年法律第九十六号）〔附則第五十四条関係〕	205

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（第一条関係）（平成二十年三月三十一日まで）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条、第十五条）</p> <p>第二章 義務教育（第十六条、第二十一条）</p> <p>第三章 幼稚園（第二十二条、第二十八条）</p> <p>第四章 小学校（第二十九条、第四十四条）</p> <p>第五章 中学校（第四十五条、第四十九条）</p> <p>第六章 高等学校（第五十条、第六十二条）</p> <p>第七章 中等教育学校（第六十三条、第七十一条）</p> <p>第八章 特別支援教育（第七十二条、第八十二条）</p> <p>第九章 大学（第八十三条、第一百四十四条）</p> <p>第十章 高等専門学校（第一百五十五条、第二百一十三条）</p> <p>第十一章 専修学校（第二百二十四条、第三百三十三条）</p> <p>第十二章 雑則（第三百三十四条、第四百二十二条）</p> <p>第十三章 罰則（第四百三十三条、第四百四十六条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、幼稚園、小学校、中学校、高等学校</p>	<p>（新設）</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、中等教</p>

、中等教育学校、特別支援学校、大学及び高等専門学校とする。

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下「全日制の課程」という。））、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下「定時制の課程」という。）及び通信による教育を行う課程（以下「通信制の課程」という。））、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第百八条第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村の設置する幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 都道府県知事
- 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。
- 。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- い。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の

育学校、大学、高等専門学校、特別支援学校及び幼稚園とする。

第四条 国立学校、この法律によつて設置義務を負う者の設置する学校及び都道府県の設置する学校（大学及び高等専門学校を除く。）のほか、学校（高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）の通常の課程（以下全日制の課程という。））、夜間その他特別の時間又は時期において授業を行う課程（以下定時制の課程という。）及び通信による教育を行う課程（以下通信制の課程という。））、大学の学部、大学院及び大学院の研究科並びに第六十九条の二第二項の大学の学科についても同様とする。）の設置廃止、設置者の変更その他政令で定める事項は、次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者の認可を受けなければならない。

- 一 公立又は私立の大学及び高等専門学校 文部科学大臣
 - 二 市町村の設置する高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県の教育委員会
 - 三 私立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園 都道府県知事
- 前項の規定にかかわらず、同項第一号に掲げる学校を設置する者は、次に掲げる事項を行うときは、同項の認可を受けることを要しない。
- 。この場合において、当該学校を設置する者は、文部科学大臣の定めるところにより、あらかじめ、文部科学大臣に届け出なければならない。
- い。

- 一 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の

学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第百八条第二項の大学の学科の廃止

三 (略)

〵 (略)

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部及び中学部における義務教育については、これを徴収することができない。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

(削除)

大学の学科の設置であつて、当該大学が授与する学位の種類及び分野の変更を伴わないもの

二 大学の学部若しくは大学院の研究科又は第六十九条の二第二項の大学の学科の廃止

三 (略)

〵 (略)

第六条 学校においては、授業料を徴収することができる。ただし、国立又は公立の小学校及び中学校、これらに準ずる特別支援学校又は中等教育学校の前期課程における義務教育については、これを徴収することができない。

第十一条 校長及び教員は、教育上必要があるときは、文部科学大臣の定めるところにより、学生、生徒及び児童に懲戒を加えることができる。ただし、体罰を加えることはできない。

第十二条 学校においては、別に法律で定めるところにより、学生、生徒、児童及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図るため、健康診断を行い、その他その保健に必要な措置を講じなければならない。

第十六条 子女を使用する者は、その使用によつて、子女が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二章 義務教育

第十六条 保護者（子に対して親権を行う者）（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）は、次条に定めるところにより、子に九年の普通教育を受けさせる義務を負う。

（新設）

第十七条 保護者は、子の満六歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり（それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり）までとする。

（新設）

保護者は、子が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五歳に達した日の属する学年の終わりまで、これを中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。

前二項の義務の履行の督促その他これらの義務の履行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十八条 前条第一項又は第二項の規定によつて、保護者が就学させなければならない子（以下それぞれ「学齢児童」又は「学齢生徒」とい

（新設）

う。）で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部

科学大臣の定めるところにより、同条第一項又は第二項の義務を猶予又は免除することができる。

第十九条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童又は学齡生徒の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第二十条 学齡児童又は学齡生徒を使用する者は、その使用によつて、当該学齡児童又は学齡生徒が、義務教育を受けることを妨げてはならない。

第二十一条 義務教育として行われる普通教育は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）第五条第二項に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 学校内外における社会的活動を促進し、自主、自律及び協同の精神、規範意識、公正な判断力並びに公共の精神に基づき主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養つこと。

二 学校内外における自然体験活動を促進し、生命及び自然を尊重する精神並びに環境の保全に寄与する態度を養つこと。

三 我が国と郷土の現状と歴史について、正しい理解に導き、伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する態度を養つとともに、進んで外国の文化の理解を通じて、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養つこと。

（新設）

（新設）

（新設）

四 家族と家庭の役割、生活に必要な衣、食、住、情報、産業その他の事項について基礎的な理解と技能を養うこと。

五 読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと。

六 生活に必要な数量的な関係を正しく理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

七 生活にかかわる自然現象について、観察及び実験を通じて、科学的に理解し、処理する基礎的な能力を養うこと。

八 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養うとともに、運動を通じて体力を養い、心身の調和的発達を図ること。

九 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸その他の芸術について基礎的な理解と技能を養うこと。

十 職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。

第三章 幼稚園

第二十二條 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

第二十三條 幼稚園における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な基本的な習慣を養い、身

(新設)

(新設)

体諸機能の調和的発達を図ること。

二 集団生活を通じて、喜んでこれに参加する態度を養うとともに家族や身近な人への信頼感を深め、自主、自律及び協同の精神並びに規範意識の芽生えを養うこと。

三 身近な社会生活、生命及び自然に対する興味を養い、それらに対する正しい理解と態度及び思考力の芽生えを養うこと。

四 日常の会話や、絵本、童話等に親しむことを通じて、言葉の使用方法を正しく導くとともに、相手の話を理解しようとする態度を養うこと。

五 音楽、身体による表現、造形等に親しむことを通じて、豊かな感性と表現力の芽生えを養うこと。

第二十四条 幼稚園においては、第二十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼児期の教育に関する各般の問題につき、保護者及び地域住民その他の関係者からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うなど、家庭及び地域における幼児期の教育の支援に努めるものとする。

第二十五条 幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第十二条及び第二十三条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第二十六条 幼稚園に入園することができる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(新設)

(新設)

(新設)

第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。

。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第四章 小学校

第二十九条 小学校は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的なものを施すことを目的とする。

第三十条 小学校における教育は、前条に規定する目的を実現するために必要な程度において第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

(新設)

(新設)

第二章 小学校

第十七条 小学校は、心身の発達に応じて、初等普通教育を施すことを目的とする。

第十八条 小学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 学校内外の社会生活の経験に基き、人間相互の関係について、正しい理解と協同、自主及び自律の精神を養うこと。

二 郷土及び国家の現状と伝統について、正しい理解に導き、進んで国際協調の精神を養うこと。

三 日常生活に必要な衣、食、住、産業等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

四 日常生活に必要な国語を、正しく理解し、使用する能力を養うこと。

五 日常生活に必要な数量的な関係を、正しく理解し、処理する能力を養うこと。

六 日常生活における自然現象を科学的に観察し、処理する能力を養うこと。

七 健康、安全で幸福な生活のために必要な習慣を養い、心身の調和的発達を図ること。

八 生活を明るく豊かにする音楽、美術、文芸等について、基礎的な理解と技能を養うこと。

(新設)

前項の場合においては、生涯にわたり学習する基盤が培われるよう、基礎的な知識及び技能を習得させるとともに、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力その他の能力をはぐくみ、主体的に学習に取り組む態度を養うことに、特に意を用いなければならない。

第三十一条 小学校においては、前条第一項の規定による目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体

第十八条の二 小学校においては、前条各号に掲げる目標の達成に資するよう、教育指導を行うに当たり、児童の体験的な学習活動、特にボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活

験活動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第三十二条 (略)

第三十三条 小学校の教育課程に関する事項は、第二十九条及び第三十条の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第三十四条 (略)

(削除)

動の充実に努めるものとする。この場合において、社会教育関係団体その他の関係団体及び関係機関との連携に十分配慮しなければならない。

第十九条 (略)

第二十条 小学校の教科に関する事項は、第十七条及び第十八条の規定に従い、文部科学大臣がこれを定める。

第二十一条 (略)

第二十二条 保護者(子女に対して親権を行う者、親権を行う者のないときは、未成年後見人をいう。以下同じ。)は、子女の満六才に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十二才に達した日の属する学年の終わりまで、これを小学校又は特別支援学校の小学部に就学させる義務を負う。ただし、子女が、満十二歳に達した日の属する学年の終わりまでに小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了しないときは、満十五歳に達した日の属する学年の終わり(それまでの間において当該課程を修了したときは、その修了した日の属する学年の終わり)までとする。

前項の義務履行の督促その他義務に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(削除)

第二十三条 前条の規定によつて、保護者が就学させなければならない子女(以下学齡児童と称する。)で、病弱、発育不完全その他やむを得ない事由のため、就学困難と認められる者の保護者に対しては、市町村の教育委員会は、文部科学大臣の定める規程により、前条第一項に規定する義務を猶予又は免除することができる。

(削除)

第二十四条 削除

(削除)

第二十五条 経済的理由によつて、就学困難と認められる学齡児童の保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

第三十五条 (略)

第二十六条 (略)

第三十六条 学齡に達しない子は、小学校に入学させることができない。

第二十七条 学齡に達しない子女は、これを小学校に入学させることができない。

第三十七条 (略)

第二十八条 (略)

小学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

小学校には、前項のほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

・ (略)

・ (略)

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行なう。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行なう。

）（略）

第三十八条（略）

第三十九条（略）

第四十条（略）

前項の場合においては、地方自治法第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第四十一条（略）

（削除）

第四十二条 小学校は、文部科学大臣の定めるところにより当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果に基づき学校運営の改善を図るため必要な措置を講ずることにより、その教育水準の向上に努めなければならない。

第四十三条 小学校は、当該小学校に関する保護者及び地域住民その他

）（略）

第二十九条（略）

第三十条（略）

第三十一条（略）

前項の場合においては、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十四第三項において準用する同法第二百五十二条の第二項中「都道府県知事」とあるのは、「都道府県知事及び都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

第三十二条（略）

第三十三条 削除

（新設）

（新設）

の関係者の理解を深めるとともに、これらの者との連携及び協力の推進に資するため、当該小学校の教育活動その他の学校運営の状況に関する情報を積極的に提供するものとする。

第四十四条 (略)

第五章 中学校

第四十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを目的とする。

第四十六条 中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

第四十七条 (略)

第四十八条 中学校の教育課程に関する事項は、第四十五条及び第四十

第三十四条 (略)

第三章 中学校

第三十五条 中学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを目的とする。

第三十六条 中学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 小学校における教育の目標をなお充分に達成して、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会に必要な職業についての基礎的な知識と技能、勤労を重んずる態度及び個性に応じて将来の進路を選択する能力を養うこと。
- 三 学校内外における社会的活動を促進し、その感情を正しく導き、公正な判断力を養うこと。

第三十七条 (略)

第三十八条 中学校の教科に関する事項は、第三十五条及び第三十六条

六条の規定並びに次条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

(削除)

第四十九条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十五条及び第三十七条から第四十四条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第四十六条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第四十六条」と読み替えるものとする。

第六章 高等学校

第五十条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第三十九条 保護者は、子女が小学校又は特別支援学校の小学部の課程を修了した日の翌日以後における最初の学年の初めから、満十五才に達した日の属する学年の終わりまで、これを、中学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部に就学させる義務を負う。
前項の規定によつて保護者が就学させなければならない子女は、これを学齢生徒と称する。
第二十二條第二項及び第二十三條の規定は、第一項の規定による義務に、これを準用する。

第四十条 第十八條の二、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第二十八條から第三十二条まで及び第三十四条の規定は、中学校に、これを準用する。この場合において、第十八條の二中「前条各号」とあるのは、「第三十六條各号」と読み替えるものとする。

第四章 高等学校

第四十一条 高等学校は、中学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

第五十一条 高等学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 義務教育として行われる普通教育の成果を更に発展拡充させて、豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。

三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第五十二条 高等学校の学科及び教育課程に関する事項は、前二条の規定及び第六十二条において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

第五十五条 (略)

第五十六条 (略)

第四十二条 高等学校における教育については、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 中学校における教育の成果をさらに発展拡充させて、国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。

二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。

三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第四十三条 高等学校の学科及び教科に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第四十四条 (略)

第四十五条 (略)

第四十五条の二 (略)

第四十六条 (略)

第五十七条 (略)

第五十八条 (略)

第五十九条 (略)

第六十条 (略)

高等学校には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

） (略)

第六十一条 (略)

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第七章 中等教育学校

第六十三条 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達及び進路にに応じて、義務教育として行われる普通教育並びに高

第四十七条 (略)

第四十八条 (略)

第四十九条 (略)

第五十条 (略)

高等学校には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

） (略)

第五十条の二 (略)

第五十一条 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで及び第三十四条の規定は、高等学校に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第四十二条各号」と読み替えるものとする。

第四章の二 中等教育学校

第五十一条の二 中等教育学校は、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達にに応じて、中等普通教育並びに高等普通教育及び専門教育

度な普通教育及び専門教育を一貫して施すことを目的とする。

第六十四条 中等教育学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

- 一 豊かな人間性、創造性及び健やかな身体を養い、国家及び社会の形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な知識、技術及び技能を習得させること。
- 三 個性の確立に努めるとともに、社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、社会の発展に寄与する態度を養うこと。

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十七条 中等教育学校の前期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育を施すことを実現するために、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

中等教育学校の後期課程における教育は、第六十三条に規定する目的のうち、心身の発達及び進路に応じて、高度な普通教育及び専門教育を施すことを実現するため、第六十四条各号に掲げる目標を達成す

を一貫して施すことを目的とする。

第五十一条の三 中等教育学校における教育については、前条の目的を実現するために、次に掲げる目標の達成に努めなければならない。

- 一 国家及び社会の有為な形成者として必要な資質を養うこと。
- 二 社会において果たさなければならない使命の自覚に基づき、個性に応じて将来の進路を決定させ、一般的な教養を高め、専門的な技能に習熟させること。
- 三 社会について、広く深い理解と健全な批判力を養い、個性の確立に努めること。

第五十一条の四 (略)

第五十一条の五 (略)

第五十一条の六 中等教育学校の前期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、小学校における教育の基礎の上に、心身の発達に応じて、中等普通教育を施すことを実現するために、第三十六条各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

中等教育学校の後期課程における教育については、第五十一条の二に掲げる目的のうち、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを実現するために、第五十一条の三各号に掲げる目標の

るよう行われるものとする。

第六十八条 中等教育学校の前期課程の教育課程に関する事項並びに後期課程の学科及び教育課程に関する事項は、第六十三条、第六十四条及び前条の規定並びに第七十条第一項において読み替えて準用する第三十条第二項の規定に従い、文部科学大臣が定める。

第六十九条 (略)

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

前項において準用する第五十三条又は第五十四条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第六十五条の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第六十六条中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

達成に努めなければならない。

第五十一条の七 中等教育学校の前期課程の教科に関する事項並びに後期課程の学科及び教科に関する事項は、第五十一条の二、第五十一条の三及び前条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

第五十一条の八 (略)

第五十一条の九 第十八条の二、第二十一条、第二十八条第三項から第十二項まで、第三十四条、第四十九条並びに第五十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第四十四条から第四十五条の二まで、第四十八条及び第五十条の二の規定は中等教育学校の後期課程に、これを準用する。この場合において、第十八条の二中「前条各号」とあるのは、「第五十一条の三各号」と読み替えるものとする。

前項において準用する第四十四条又は第四十五条の規定により後期課程に定時制の課程又は通信制の課程を置く中等教育学校については、第五十一条の四の規定にかかわらず、当該定時制の課程又は通信制の課程に係る修業年限は、六年以上とする。この場合において、第五十一条の五中「後期三年の後期課程」とあるのは、「後期三年以上の後期課程」とする。

第七十一条 (略)

第五十一条の十 (略)

第八章 特別支援教育

第七十二条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

(新設)

第七十三条 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

(新設)

第七十四条 特別支援学校においては、第七十二条に規定する目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第八十一条第一項に規定する幼児、児童又は生徒の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

(新設)

第七十五条 第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で定める。

(新設)

第七十六条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければなら

(新設)

ない。ただし、特別の必要のある場合においては、そのいずれかのみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要のある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

第七十七条 特別支援学校の幼稚部の教育課程その他の保育内容、小学部及び中学部の教育課程又は高等部の学科及び教育課程に関する事項は、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準じて、文部科学大臣が定める。

第七十八条 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十九条 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

寄宿舎指導員は、寄宿舎における幼児、児童又は生徒の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

第八十条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十五条の政令で定める程度のものを就学させるに必

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

要な特別支援学校を設置しなければならない。

第八十一条 幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校にお

いては、次項各号のいずれかに該当する幼児、児童及び生徒その他教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
- 二 肢体不自由者
- 三 身体虚弱者
- 四 弱視者
- 五 難聴者
- 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが
適当なもの

前項に規定する学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うことができる。

第八十二条 第二十六条、第二十七条、第三十一条（第四十九条及び第六十二条において読み替えて準用する場合を含む。）、第三十二条、

（新設）

（新設）

第三十四条（第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）
第三十六条、第三十七条（第二十八条、第四十九条及び第六十二条において準用する場合を含む。）、第四十二条から第四十四条まで、第四十七条及び第五十六条から第六十条までの規定は特別支援学校に、第八十四条の規定は特別支援学校の高等部に、それぞれ準用する。

第九章 大学

第八十三条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

大学は、その目的を実現するための教育研究を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第八十四条 (略)

第八十五条 (略)

第八十六条 (略)

第八十七条 (略)

第八十八条 (略)

第五章 大学

第五十二条 大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道德的及び応用的能力を展開させることを目的とする。

(新設)

第五十二条の二 (略)

第五十三条 (略)

第五十四条 (略)

第五十五条 (略)

第五十五条の二 (略)

第八十九条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第八十七条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部）の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第九十条 （略）

第九十一条 （略）

第九十二条 （略）

第九十三条 （略）

第九十四条 （略）

第九十五条 （略）

第九十六条 （略）

第五十五条の三 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生（第五十五条第二項に規定する課程に在学するものを除く。）で当該大学に三年（同条第一項ただし書の規定により修業年限を四年を超えるものとする学部）の学生にあつては、三年以上で文部科学大臣の定める期間）以上在学したもの（これに準ずるものとして文部科学大臣の定める者を含む。）が、卒業の要件として当該大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認める場合には、同項の規定にかかわらず、その卒業を認めることができる。

第五十六条 （略）

第五十七条 （略）

第五十八条 （略）

第五十九条 （略）

第六十条 （略）

第六十条の二 （略）

第六十一条 （略）

第九十七条 (略)

(削除)

第九十八条 (略)

第九十九条 (略)

第一百条 (略)

第一百一条 (略)

第一百二条 大学院に入学することのできる者は、第八十三条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第四百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があるものと認められた者として認めることができる。

前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を

第六十二条 (略)

第六十三条 削除

第六十四条 (略)

第六十五条 (略)

第六十六条 (略)

第六十六条の二 (略)

第六十七条 大学院に入学することのできる者は、第五十二条の大学を卒業した者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。ただし、研究科の教育研究上必要がある場合においては、当該研究科に係る入学資格を、修士の学位若しくは第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位を有する者又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者として認めることができる。

前項本文の規定にかかわらず、大学院を置く大学は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に文部科学大臣の定める年数以上在学した者(これに準ずる者として文部科学大臣が定める者を

含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第百三条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第八十五条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第百四条 大学(第百八条第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

） (略)

学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第百五条 大学は、文部科学大臣の定めるところにより、当該大学の学生以外の者を対象とした特別の課程を編成し、これを修了した者に対し、修了の事実を証する証明書を交付することができる。

第百六条 (略)

含む。)であつて、当該大学院を置く大学の定める単位を優秀な成績で修得したと認めるものを、当該大学院に入学させることができる。

第六十八条 教育研究上特別の必要がある場合においては、第五十三条の規定にかかわらず、学部を置くことなく大学院を置くものを大学とすることができる。

第六十八条の二 大学(第六十九条の二第二項の大学(以下この条において「短期大学」という。)を除く。以下この条において同じ。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学を卒業した者に対し学士の学位を、大学院(専門職大学院を除く。)の課程を修了した者に対し修士又は博士の学位を、専門職大学院の課程を修了した者に対し文部科学大臣の定める学位を授与するものとする。

） (略)

学位に関する事項を定めるについては、文部科学大臣は、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

(新設)

第六十八条の三 (略)

第一百七条 (略)

第一百八条 大学は、第八十三条第一項に規定する目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる。

前項に規定する目的をその目的とする大学は、第八十七条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

(略)

第二項の大学には、第八十五条及び第八十六条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

(略)

第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第八十三条の大学に編入することができる。

第九十七条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第一百九条 (略)

第一百十条 (略)

第一百十一条 (略)

第一百十二条 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第九十四条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

第六十九条 (略)

第六十九条の二 大学は、第五十二条に掲げる目的に代えて、深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することをおもな目的とすることができる。

前項に掲げる目的をその目的とする大学は、第五十五条第一項の規定にかかわらず、その修業年限を二年又は三年とする。

(略)

第二項の大学には、第五十三条及び第五十四条の規定にかかわらず、学部を置かないものとする。

(略)

第二項の大学を卒業した者は、文部科学大臣の定めるところにより、第五十二条の大学に編入することができる。

第六十二条の規定は、第二項の大学については適用しない。

第六十九条の三 (略)

第六十九条の四 (略)

第六十九条の五 (略)

第六十九条の六 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、第六十条の政令で定める審議会等に諮問しなければならない。

- 一 (略)
- 二 第百十條第三項の細目を定めるとき。
- 三 (略)

第百十三條 大学は、教育研究の成果の普及及び活用の促進に資するため、その教育研究活動の状況を公表するものとする。

第百十四條 第三十七條第九項及び第六十條第五項の規定は、大学に準用する。

第十章 高等専門学校

第百十五條 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

高等専門学校は、その目的を実現するための教育を行い、その成果を広く社会に提供することにより、社会の発展に寄与するものとする。

第百十六條 (略)

第百十七條 (略)

第百十八條 高等専門学校に入学することができる者は、第五十七條に規定する者とする。

- 一 (略)
- 二 第六十九條の四第三項の細目を定めるとき。
- 三 (略)

(新設)

第七十條 第二十八條第九項及び第五十條第五項の規定は、これを準用する。

第五章の二 高等専門学校

第七十條の二 高等専門学校は、深く専門の学芸を教授し、職業に必要な能力を育成することを目的とする。

(新設)

第七十條の三 (略)

第七十條の四 (略)

第七十條の五 高等専門学校に入学することができる者は、第四十七條に規定する者とする。

第百十九条 (略)

第二百十条 (略)

第二百十一条 (略)

第二百十二条 (略)

第二百二十三条 第三十七条第九項、第五十九条、第六十条第五項、第九十四条 (設置基準に係る部分に限る。)、第九十五条、第九十八条、第一百五十一条から第一百七十一条まで、第九十九条 (第三項を除く。)、及び第一百十條から第一百十三條までの規定は、高等専門学校に準用する。

(削除)

(削除)

第七十条の六 (略)

第七十条の七 (略)

第七十条の八 (略)

第七十条の九 (略)

第七十条の十 第二十八条第九項、第四十九条、第五十条第五項、第六十条 (設置基準に係る部分に限る。)、第六十条の二、第六十四条、第六十八条の三、第六十九条、第六十九条の三 (第三項を除く。)、及び第六十九条の四から第六十九条の六までの規定は、高等専門学校に、これを準用する。

第六章 特別支援教育

第七十一条 特別支援学校は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者 (身体虚弱者を含む。以下同じ。)、に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障害による学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けることを目的とする。

第七十一条の二 特別支援学校においては、文部科学大臣の定めるところ

るにより、前条に規定する者に対する教育のうち当該学校が行うものを明らかにするものとする。

(削除)

第七十一条の三 特別支援学校においては、第七十一条の目的を実現するための教育を行うほか、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の要請に応じて、第七十五条第一項に規定する児童、生徒又は幼児の教育に関し必要な助言又は援助を行うよう努めるものとする。

(削除)

第七十一条の四 第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者の障害の程度は、政令で、これを定める。

(削除)

第七十二条 特別支援学校には、小学部及び中学部を置かなければならない。ただし、特別の必要がある場合においては、その一のみを置くことができる。

特別支援学校には、小学部及び中学部のほか、幼稚部又は高等部を置くことができ、また、特別の必要がある場合においては、前項の規定にかかわらず、小学部及び中学部を置かないで幼稚部又は高等部のみを置くことができる。

(削除)

第七十三条 特別支援学校の小学部及び中学部の教科、高等部の学科及び教科又は幼稚部の保育内容は、小学校、中学校、高等学校又は幼稚

園に準じて、文部科学大臣が、これを定める。

(削除)

第七十三条の二 特別支援学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

(削除)

第七十三条の三 寄宿舎を設ける特別支援学校には、寄宿舎指導員を置かなければならない。

寄宿舎指導員は、寄宿舎における児童、生徒又は幼児の日常生活上の世話及び生活指導に従事する。

(削除)

第七十四条 都道府県は、その区域内にある学齢児童及び学齢生徒のうち、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者で、その障害が第七十一条の四の政令で定める程度のもを就学させるに必要な特別支援学校を設置しなければならない。

(削除)

第七十五条 小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び幼稚園においては、次項各号のいずれかに該当する児童、生徒及び幼児その他教育上特別の支援を必要とする児童、生徒及び幼児に対し、文部科学大臣の定めるところにより、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うものとする。

小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校には、次の各号のいずれかに該当する児童及び生徒のために、特別支援学級を置くことができる。

- 一 知的障害者
 - 二 肢体不自由者
 - 三 身体虚弱者
 - 四 弱視者
 - 五 難聴者
 - 六 その他障害のある者で、特別支援学級において教育を行うことが
適当なもの
- 前項に掲げる学校においては、疾病により療養中の児童及び生徒に
対して、特別支援学級を設け、又は教員を派遣して、教育を行うこと
ができる。

(削除)

第七十六条 第十八条の二(第四十条及び第五十一条において読み替え
て準用する場合を含む。)、第十九条、第二十一条(第四十条及び第
五十一条において準用する場合を含む。)、第二十七条、第二十八条
(第四十条、第五十一条及び第八十二条において準用する場合を含む
。)、第三十四条、第三十七条、第四十六条から第五十条まで、第八
十条及び第八十一条の規定は、特別支援学校に、第五十二条の二の規
定は、特別支援学校の高等部に、これを準用する。

(削除)

第七章 幼稚園

第七十七条 幼稚園は、幼児を保育し、適当な環境を与えて、その心身
の発達を助長することを目的とする。

(削除)

第七十八条 幼稚園は、前条の目的を実現するために、次の各号に掲げる目標の達成に努めなければならない。

一 健康、安全で幸福な生活のために必要な日常の習慣を養い、身体諸機能の調和的発達を図ること。

二 園内において、集団生活を経験させ、喜んでこれに参加する態度と協同、自主及び自律の精神の芽生えを養うこと。

三 身の社会生活及び事象に対する正しい理解と態度の芽生えを養うこと。

四 言語の使い方を正しく導き、童話、絵本等に対する興味を養うこと。

五 音楽、遊戯、絵画その他の方法により、創作的表現に対する興味を養うこと。

(削除)

第七十九条 幼稚園の保育内容に関する事項は、前二条の規定に従い、文部科学大臣が、これを定める。

(削除)

第八十条 幼稚園に入園することのできる者は、満三歳から、小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

(削除)

第八十一条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。

幼稚園には、前項のほか、養護教諭、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。

(削除)

第十一章 専修学校

第二百二十四条 (略)

第二百二十五条 (略)

第二百二十六条 (略)

第二百二十七条 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次に該当する者でなければ、設置することができない。

一～三 (略)

第二百二十八条 専修学校は、次に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。

教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を置くことができる。

教諭は、幼児の保育をつかさどる。

第八十二条 第二十八条第五項、第七項、第八項及び第十項から第十二項まで並びに第三十四条の規定は、幼稚園に、これを準用する。

第七章の二 専修学校

第八十二条の二 (略)

第八十二条の三 (略)

第八十二条の四 (略)

第八十二条の五 専修学校は、国及び地方公共団体のほか、次の各号に該当する者でなければ、設置することができない。

一～三 (略)

第八十二条の六 専修学校は、次の各号に掲げる事項について文部科学大臣の定める基準に適合していなければならない。

一〇三 (略)

四 目的又は課程の種類に応じた教育課程及び編制の大綱

第二百二十九条 (略)

第二百三十条 (略)

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第二百二十四条、第二百五条及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならぬ。

・ (略)

第二百三十一条 (略)

第二百三十二条 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第九十条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第二百三十三条 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は専修学校に、第二百五条の規定は専門課程を置く専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及

一〇三 (略)

四 目的又は課程の種類に応じた教科及び編制の大綱

第八十二条の七 (略)

第八十二条の八 (略)

都道府県の教育委員会又は都道府県知事は、専修学校の設置(高等課程、専門課程又は一般課程の設置を含む。)の認可の申請があつたときは、申請の内容が第八十二条の二、第八十二条の三及び前三条の基準に適合するかどうかを審査した上で、認可に関する処分をしなければならぬ。

・ (略)

第八十二条の九 (略)

第八十二条の十 専修学校の専門課程(修業年限が二年以上であることその他の文部科学大臣の定める基準を満たすものに限る。)を修了した者(第五十六条第一項に規定する者に限る。)は、文部科学大臣の定めるところにより、大学に編入学することができる。

第八十二条の十一 第五条、第六条、第九条から第十四条まで及び第三十四条の規定は、専修学校に準用する。この場合において、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専

び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第十二章 雑則

第百三十四条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第百二十四条に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、各種学校とする。

第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第四十二条から第四十四条までの規定は、各種学校に準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立

門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する専修学校又は私立の専修学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する専修学校については都道府県の教育委員会、私立の専修学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第八章 雑則

第八十三条 第一条に掲げるもの以外のもので、学校教育に類する教育を行うもの（当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるもの及び第八十二条の二に規定する専修学校の教育を行うものを除く。）は、これを各種学校とする。

第四条第一項、第五条から第七条まで、第九条から第十一条まで、第十三条、第十四条及び第三十四条の規定は、各種学校に、これを準用する。この場合において、第四条第一項中「次の各号に掲げる学校の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者」とあるのは「市町村の設置する各種学校にあつては都道府県の教育委員会、私立の各種学校

の各種学校にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第三百三十五条 (略)

第三百三十六条 (略)

第三百三十七条 (略)

第三百三十八条 第十七条第三項の政令で定める事項のうち同条第一項又は第二項の義務の履行に関する処分に該当するもので政令で定めるものについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定

にあつては都道府県知事」と、第十条中「大学及び高等専門学校にあつては文部科学大臣に、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては都道府県知事に」とあるのは「都道府県知事に」と、第十三条中「第四条第一項各号に掲げる学校」とあるのは「市町村の設置する各種学校又は私立の各種学校」と、「同項各号に定める者」とあるのは「都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、同条第二号中「その者」とあるのは「当該都道府県の教育委員会又は都道府県知事」と、第十四条中「大学及び高等専門学校以外の市町村の設置する学校については都道府県の教育委員会、大学及び高等専門学校以外の私立学校については都道府県知事」とあるのは「市町村の設置する各種学校については都道府県の教育委員会、私立の各種学校については都道府県知事」と読み替えるものとする。

(略)

第八十三条の二 (略)

第八十四条 (略)

第八十五条 (略)

第八十五条の二 第二十二條第二項（第三十九條第三項において準用する場合を含む。）の政令で定める事項のうち第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務の履行に関する処分に該当するもの

は、適用しない。

第三百三十九条（略）

第四百十条（略）

第四百十一条 この法律（第八十五条及び第一百条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第八十五条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第一百条ただし書に規定する組織を含むものとする。

第四百十二条（略）

第十三章 罰則

第四百十三条 第十三条の規定（第一百三十三条第一項及び第三百三十四条第二項において準用する場合を含む。）による閉鎖命令又は第三十六条第二項の規定による命令に違反した者は、六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

第四百十四条 第十七条第一項又は第二項の義務の履行の督促を受け、

なお履行しない者は、十万円以下の罰金に処する。

で政令で定めるものについては、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三章の規定は、適用しない。

第八十六条（略）

第八十七条（略）

第八十七条の二 この法律（第五十三条及び第六十六条を除く。）及び他の法令（教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）及び当該法令に特別の定めのあるものを除く。）において、大学の学部には第五十三条ただし書に規定する組織を含み、大学の大学院の研究科には第六十六条ただし書に規定する組織を含むものとする。

第八十八条（略）

第九章 罰則

第八十九条 第十三条の規定（第八十二条の十一第一項及び第八十三条第二項において準用する場合を含む。）による閉鎖命令又は第八十四条第二項の規定による命令に違反した者は、これを六月以下の懲役若しくは禁錮又は二十万円以下の罰金に処する。

（新設）

第四百四十五条 第二十条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

(削除)

第四百四十六条 第三百三十五条の規定に違反した者は、十万円以下の罰金に処する。

附則

第一条 (略)

(削除)

(削除)

第九十条 第十六条の規定に違反した者は、これを十万円以下の罰金に処する。

第九十一条 第二十二條第一項又は第三十九條第一項の規定による義務履行の督促を受け、なお履行しない者は、これを十万円以下の罰金に処する。

第九十二条 第八十三條の二の規定に違反した者は、これを十万円以下の罰金に処する。

附則

第九十三条 (略)

第三十九條第一項に規定する盲学校及び聾学校に係る保護者の義務は、昭和二十九年において、子女の満十三歳に達した日の属する学年の終りまでとし、以後昭和三十年及び昭和三十一年度において、毎年度一学年ずつ延長するものとする。

第九十四条 次に掲げる法律及び勅令は、これを廃止する。

公立学校職員年功加俸国庫補助法

現役国民学校職員俸給費国庫補助法

現役青年学校職員俸給費国庫補助法

青年学校教育費国庫補助法

(削除)

国民学校令

青年学校令

中等学校令

師範教育令

専門学校令

高等学校令

大学令

盲学校及聾啞学校令

幼稚園令

私立学校令

教員免許令

学位令

国立総合大学等の名誉教授に関する勅令

水産講習所の名誉教授に関する勅令

高等商船学校の名誉教授に関する勅令

第九十五条 義務教育費國庫負担法の一部を次のように改正する。

第一條 公立ノ小學校及中學校ノ義務教育ニ従事スル職員（勅令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）ノ俸給、特別加俸、死亡賜金及勅令ヲ以テ定ムル旅費ノ爲都道府縣ニ於テ要スル經費ノ半額八國庫ニ於テ之ヲ負擔ス

第二條中「北海道地方費及府縣」を「都道府縣」に改める。

(削除)

第二条 (略)

第三条 (略)

(削除)

前項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部科学大臣が定める。

(削除)

(削除)

第四条 (略)

第五条 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができない。

第九十六条 削除

第九十七条 (略)

第九十八条 この法律施行の際、現に存する従前の規定（国民学校令を除く。）による学校は、従前の規定による学校として存続することができる。

前項に規定する学校は、文部大臣の定めるところにより、従前の規定による他の学校となることができる。

前二項の規定による学校に関し、必要な事項は、文部科学大臣が、これを定める。

第九十九条 削除

第一百条 従前の規定による学校が、第一条に掲げる学校になつた場合における在学者に関し必要な事項は、文部大臣の定めるところによる。

第一百一条 (略)

第一百一条の二 地方独立行政法人法第六十八条第一項に規定する公立大学法人は、第二条第一項の規定にかかわらず、当分の間、大学以外の学校を設置することができない。

第六条 (略)

(削除)

第七条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第三十七条(第四十九条)において準用する場合を含む。)及び第六十九条の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭を置かないことができる。

(削除)

第八条 (略)

(削除)

第九条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第三十四条第一項(第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第三十四条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

(削除)

第一百二条 (略)

私立学校法施行の際現に存する私立学校は、第二条第一項の規定にかかわらず、私立学校法施行の日から一年以内は、民法の規定による財団法人によつて設置されることができる。

第一百三条 小学校、中学校及び中等教育学校には、第二十八条(第四十条)において準用する場合を含む。)及び第五十一条の八の規定にかかわらず、当分の間、養護教諭は、これを置かないことができる。

第一百四条 削除

第一百五条 (略)

第一百六条 削除

第一百七条 高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校並びに特別支援学級においては、当分の間、第二十一条第一項(第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、文部科学大臣の定めるところにより、第二十一条第一項に規定する教科用図書以外の教科用図書を使用することができる。

第一百八条 従前の学位令による学位は、第九十四条の規定にかかわらず

第十条 第一百六条の規定により名誉教授の称号を授与する場合においては、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

（削除）

（削除）

、第九十八条の規定による大学において、文部大臣の定めるもののほか、なお従前の例により、これを授与することができる。

第一百八条の二 第六十八条の三の規定により名誉教授の称号を授与する場合には、当分の間、旧大学令、旧高等学校令、旧専門学校令又は旧教員養成諸学校官制の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学大臣の指定するこれらの学校に準ずる学校の校長（総長及び学長を含む。）以下本条において同じ。）又は教員としての勤務を考慮することができるものとする。

前項に掲げる学校は、当該学校の校長又は教員として勤務した者に対し、第六十八条の三の規定に準じて名誉教授の称号を授与することができる。

第一百九条及び百十条 削除

改正案	現行
<p>第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。</p> <p>幼稚園には、前項に規定するもののほか、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>第一項の規定にかかわらず、副園長を置くときその他特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>副園長は、園長を助け、命を受けて園務をつかさどる。</p> <p>教頭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>主幹教諭は、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の保育をつかさどる。</p> <p>指導教諭は、幼児の保育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に對して、保育の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。</p> <p>教諭は、幼児の保育をつかさどる。</p> <p>特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代え</p>	<p>第二十七条 幼稚園には、園長、教頭及び教諭を置かなければならない。</p> <p>ただし、特別の事情のあるときは、教頭を置かないことができる。</p> <p>幼稚園には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭その他必要な職員を置くことができる。</p> <p>（新設）</p> <p>園長は、園務をつかさどり、所属職員を監督する。</p> <p>（新設）</p> <p>教頭は、園長を助け、園務を整理し、及び必要に応じ幼児の保育をつかさどる。</p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>教諭は、幼児の保育をつかさどる。</p> <p>特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代え</p>

て助教諭又は講師を置くことができる。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第七項の規定にかかわらず、園長（副園長を置く幼稚園にあつては、園長及び副園長）及び教頭を助け、命を受けて園務の一部を整理し、並びに幼児の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第二十八条 第三十七条第六項、第八項及び第十二項から第十七項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。

小学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときその他特別の事情のあるときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、特別の事情のあるときは事務職員を、それぞれ置かないことができる。

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどる。

副校長は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において、副校長が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行

て助教諭又は講師を置くことができる。

（新設）

第二十八条 第三十七条第五項及び第七項から第十二項まで並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、幼稚園に準用する。

第三十七条 小学校には、校長、教頭、教諭、養護教諭及び事務職員を置かなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、教頭又は事務職員を置かないことができる。

小学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭その他必要な職員を置くことができる。

（新設）

校長は、校務をつかさどり、所属職員を監督する。

（新設）

（新設）

う。

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）に事故があるときは校長の職務を代理し、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）が欠けたときは校長の職務を行う。この場合において、教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、校長の職務を代理し、又は行う。

主幹教諭は、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の教育をつかさどる。

指導教諭は、児童の教育をつかさどり、並びに教諭その他の職員に対して、教育指導の改善及び充実のために必要な指導及び助言を行う。

教諭は、児童の教育をつかさどる。

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける。

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができ

教頭は、校長を助け、校務を整理し、及び必要に応じ児童の教育をつかさどる。

教頭は、校長に事故があるときはその職務を代理し、校長が欠けたときはその職務を行う。この場合において教頭が二人以上あるときは、あらかじめ校長が定めた順序で、その職務を代理し、又は行う。

（新設）

（新設）

教諭は、児童の教育をつかさどる。

養護教諭は、児童の養護をつかさどる。

栄養教諭は、児童の栄養の指導及び管理をつかさどる。

事務職員は、事務に従事する。

助教諭は、教諭の職務を助ける

講師は、教諭又は助教諭に準ずる職務に従事する。

養護助教諭は、養護教諭の職務を助ける。

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭に代えて助教諭又は講師を、養護教諭に代えて養護助教諭を置くことができ

る。

学校の実情に照らし必要があると認めるときは、第九項の規定にかかわらず、校長（副校長を置く小学校にあつては、校長及び副校長）及び教頭を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに児童の養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を置くことができる。

第六十条（略）

高等学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは、教頭を置かないことができる。

（略）

第六十一条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。ただし、命を受けて当該課程に関する校務をつかさどる副校長が置かれる一の課程については、この限りでない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項並びに第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第

る。

（新設）

第六十条（略）
高等学校には、前項に規定するもののほか、養護教諭、栄養教諭、養護助教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

（新設）

（略）

第六十一条 高等学校に、全日制の課程、定時制の課程又は通信制の課程のうち二以上の課程を置くときは、それぞれの課程に関する校務を分担して整理する教頭を置かなければならない。

第六十二条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで及び第四十二条から第四十四条までの規定は、高等学校に準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」

二項中「前項」とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第六十九条 (略)

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、副校長、主幹教諭、指導教諭、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

第一項の規定にかかわらず、副校長を置くときは教頭を、養護をつかさどる主幹教諭を置くときは養護教諭を、それぞれ置かないことができる。

(略)

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第四項から第十七項まで及び第十九項、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第四項及び第六項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

(略)

第百十四条 第三十七条第十四項及び第六十条第六項の規定は、大学に

とあるのは「第五十一条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第五十一条」と読み替えるものとする。

第六十九条 (略)

中等教育学校には、前項に規定するもののほか、栄養教諭、実習助手、技術職員その他必要な職員を置くことができる。

(新設)

(略)

第七十条 第三十条第二項、第三十一条、第三十四条、第三十七条第三項から第十二項まで、第四十二条から第四十四条まで、第五十九条並びに第六十条第三項及び第五項の規定は中等教育学校に、第五十三条から第五十五条まで、第五十八条及び第六十一条の規定は中等教育学校の後期課程に、それぞれ準用する。この場合において、第三十条第二項中「前項」とあるのは「第六十四条」と、第三十一条中「前条第一項」とあるのは「第六十四条」と読み替えるものとする。

(略)

第百十四条 第三十七条第九項及び第六十条第五項の規定は、大学に準

準用する。

第二百二十三条 第三十七条第十四項、第五十九条、第六十条第六項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第二百五条から第七十七条まで、第九十九条（第三項を除く。）及び第一百条から第一百三十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

用する。

第二百二十三条 第三十七条第九項、第五十九条、第六十条第五項、第九十四条（設置基準に係る部分に限る。）、第九十五条、第九十八条、第二百五条から第七十七条まで、第九十九条（第三項を除く。）及び第一百条から第一百三十三条までの規定は、高等専門学校に準用する。

改正案	現行
<p>第一条 市（特別区を含む。）<u>町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）</u>、<u>副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>、<u>学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）</u>及び事務職員のうちに掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）</u>、<u>時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）</u>、<u>宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）</u>（</p>	<p>第一条 市（特別区を含む。）町村立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の校長（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）<u>、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、寄宿舎指導員、講師（常勤の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）</u>、<u>学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）</u>及び事務職員のうちに掲げる職員であるものの給料、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、<u>特勤勤務手当（これに準ずる手当を含む。）</u>、<u>時間外勤務手当（学校栄養職員及び事務職員に係るものとする。）</u>、<u>宿日直手当、管理職員特別勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、寒冷地手当、特定任期付職員業績手当、退職手当、退職年金及び退職一時金並びに旅費（都道府県が定める支給に関する基準に適合するものに限る。）</u>（以下「給料その他の給与」という。）<u>並びに定時通信教育手当（中等教育学校</u></p>

以下「給料その他の給与」という。）並びに定時制通信教育手当（中等教育学校の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一～三（略）

第二条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭、主幹教諭（定時制の課程に関する校務の一部を整理する者又は定時制の課程の授業を担当する者に限る。）並びに定時制の課程の授業を担当する指導教諭、教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）

の校長に係るものとする。）並びに講師（公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号。以下「義務教育諸学校標準法」という。）第十七条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬及び職務を行うために要する費用の弁償（次条において「報酬等」という。）は、都道府県の負担とする。

一～三（略）

第二条 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市を除く。）町村立の高等学校（中等教育学校の後期課程を含む。）で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四条第一項に規定する定時制の課程（以下この条において「定時制の課程」という。）を置くものの校長（定時制の課程のほかと同項に規定する全日制の課程を置く高等学校の校長及び中等教育学校の校長を除く。）、定時制の課程に関する校務を整理する教頭並びに定時制の課程の授業を担当する教諭、助教諭及び講師（常勤の者及び地方公務員法第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち高等学校標準法第七条の規定に基づき都道府県が定める高等学校等教職員定数に基づき配置される職員（高等学校標準法第二十四条各号に掲げる者を含む。）であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都

であるものの給料その他の給与、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに講師（高等学校標準法第二十三条第二項に規定する非常勤の講師に限る。）の報酬等は、都道府県の負担とする。

附則

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

道府県の負担とする。

附則

3 当分の間、第一条中「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）とあるのは「学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいい、同法第五条の二に規定する施設の当該職員を含む。以下同じ。）のうち政令で定める者」と、「学校栄養職員及び事務職員」とあるのは「学校栄養職員のうち政令で定める者及び事務職員」とする。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、副校長（副園長を含む。以下同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（初任者研修）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の副校長、教頭、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。</p> <p>3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律で「教員」とは、前項の学校の教授、准教授、助教、教頭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。第二十三条第二項を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>3～5（略）</p> <p>（初任者研修）</p> <p>第二十三条（略）</p> <p>2 任命権者は、初任者研修を受ける者（次項において「初任者」という。）の所属する学校の教頭、教諭又は講師のうちから、指導教員を命じるものとする。</p> <p>3（略）</p>

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師(以下「主幹教諭等」という。)で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

一 主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭又は講師にあつては教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する教諭の専修免許状、養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭又は栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 四 (略)

2 大学院修学休業の許可を受けようとする主幹教諭等は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

(大学院修学休業の許可及びその要件等)

第二十六条 公立の小学校等の教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師で次の各号のいずれにも該当するものは、任命権者の許可を受けて、三年を超えない範囲内で年を単位として定める期間、大学(短期大学を除く。)の大学院の課程若しくは専攻科の課程又はこれらの課程に相当する外国の大学の課程(次項及び第二十八条第二項において「大学院の課程等」という。)に在学してその課程を履修するための休業(以下「大学院修学休業」という。)をすることができる。

一 教諭又は講師にあつては教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)に規定する教諭の専修免許状、養護教諭にあつては同法に規定する養護教諭の専修免許状、栄養教諭にあつては同法に規定する栄養教諭の専修免許状の取得を目的としていること。

二 四 (略)

2 大学院修学休業の許可を受けようとする教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、取得しようとする専修免許状の種類、在学しようとする大学院の課程等及び大学院修学休業をしようとする期間を明らかにして、任命権者に対し、その許可を申請するものとする。

(大学院修学休業の効果)

<p>第二十七条 大学院修学休業をしている主幹教諭等は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(大学院修学休業の許可の失効等)</p> <p>第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている主幹教諭等が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。</p> <p>2 任命権者は、大学院修学休業をしている主幹教諭等が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。</p>	<p>第二十七条 大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師は、地方公務員としての身分を保有するが、職務に従事しない。</p> <p>2 (略)</p> <p>(大学院修学休業の許可の失効等)</p> <p>第二十八条 大学院修学休業の許可は、当該大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が休職又は停職の処分を受けた場合には、その効力を失う。</p> <p>2 任命権者は、大学院修学休業をしている教諭、養護教諭、栄養教諭又は講師が当該大学院修学休業の許可に係る大学院の課程等を退学したことその他政令で定める事由に該当すると認めるときは、当該大学院修学休業の許可を取り消すものとする。</p>
--	---

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</p> <p>2 4（略）</p> <p>（免許）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭については各相当学校の教諭の免許状を有する者を、養護をつかさどる主幹教諭については養護教諭の免許状を有する者を、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭については栄養教諭の免許状を有する者を、講師については各相当学校の教員の相当免許状を有する者を、それぞれ充てるものとする。</p> <p>3 特別支援学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</p> <p>2 4（略）</p> <p>（免許）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 講師については、前項の規定にかかわらず、各相当学校の教員の相当免許状を有する者をこれに充てるものとする。</p> <p>3 特別支援学校の教員（養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び特別支</p>

幹教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭並びに特別支援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならぬ。

4 中等教育学校の教員（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、養護教諭、養護助教諭並びに栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）及び指導教諭についてはその有する相当学校の教諭の免許状、養護をつかさどる主幹教諭についてはその有する養護教諭の免許状、栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭についてはその有する栄養教諭の免許状、講師についてはその有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の主幹教諭、指導教諭、教

援学校において自立教科等の教授を担任する教員を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、特別支援学校の教員の免許状のほか、特別支援学校の各部に相当する学校の教員の免許状を有する者でなければならぬ。

4 中等教育学校の教員（養護教諭、養護助教諭及び栄養教諭を除く。）については、第一項の規定にかかわらず、中学校の教員の免許状及び高等学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第九条の二 教育職員で、その有する相当の免許状（講師については、その有する相当学校の教員の相当免許状）が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

第十六条の五 中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する小学校の教諭若しくは講師又は特

諭若しくは講師又は特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は前条第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する主幹教諭、指導教諭、

別支援学校の小学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

2 工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉若しくは商船又は看護実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習若しくは商船実習の教科又は第十六条の四第一項に規定する文部科学省令で定める教科の領域の一部に係る事項について高等学校の教諭の免許状を有する者は、第三条の規定にかかわらず、それぞれその免許状に係る教科に相当する教科その他教科に関する事項で文部科学省令で定めるものの教授又は実習を担任する中学校若しくは中等教育学校の前期課程の教諭若しくは講師又は特別支援学校の中学部の教諭若しくは講師となることができる。ただし、特別支援学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、それぞれの学校の教員の免許状を有する者でなければならない。

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する教諭又は講師となるこ

教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。

）を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下この項において「主幹教諭等」という。）の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない主幹教諭等が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た主幹教諭等は、第三条第一項及び第二項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

とができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚園にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。

）を担任する教諭又は講師となることができる。

附則

2 授与権者は、当分の間、中学校、高等学校、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程又は特別支援学校の中学部若しくは高等部において、ある教科の教授を担任すべき教員を採用することができないと認めるときは、当該学校の校長及び教諭の申請により、一年以内の期間を限り、当該教科についての免許状を有しない教諭が当該教科の教授を担任することを許可することができる。この場合においては、許可を得た教諭は、第三条第一項の規定にかかわらず、当該学校、当該前期課程若しくは後期課程又は当該中学部若しくは高等部において、その許可に係る教科の教授を担任することができる。

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護をつかさどる主幹教諭又は養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

16 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

17 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する主幹教諭、指導教諭、教諭又は講師となることができる。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養の指導及び管

15 養護教諭の免許状を有する者（三年以上養護教諭として勤務したことがある者に限る。）で養護教諭として勤務しているものは、当分の間、第三条の規定にかかわらず、その勤務する学校（幼稚園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

16 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

17 中学校の教諭の免許状又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項、第二項及び第四項の規定にかかわらず、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担任する教諭又は講師となることができる。

18 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員その他の学校給食の栄養に関する専門的事項をつかさどる職員のうち栄養教諭以外の者

理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者並びに教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。
 。（）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

別表第一・別表第二・別表第二の一（略）

別表第三（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること	第二欄に定める各免許状	(略)
受けようとする免許状の種類	を必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の主幹教諭（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭若しくは講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	を必要とする最低在職年数

及び教育委員会の事務局において学校給食の適切な実施に係る指導を担当する者に限る。
 。（）に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる栄養教諭の一種免許状又は二種免許状を授与する場合には、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

別表第一・別表第二・別表第二の一（略）

別表第三（第六条関係）

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること	第二欄に定める各免許状	(略)
受けようとする免許状の種類	を必要とする第一欄に掲げる教員（当該学校の助教諭を含む。第三欄において同じ。）の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、第一欄に掲げる教員又は当該学校の講師（これらに相当する中等教育学校の前期課程又は後期課程及び特別支援学校の各部の教員を含む。）として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有すること	を必要とする最低在職年数

(略)

別表第四・別表第五 (略)

別表第六(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること を必要とす る第一欄に 掲げる教員 (当該学校 の助教諭を 含む。第三 欄において 同じ。)の 免許状の種 類	第二欄に定める各免許状 を取得した後、養護をつ かさどる主幹教諭、養護 教諭又は養護助教諭とし て良好な成績で勤務した 旨の実務証明責任者の証 明を有することを必要と する最低在職年数	(略)
受けようとする 免許状の種類 (略)			
備考 一～三 (略) 四 第三欄の「養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。			

別表第六の二(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

(略)

別表第四・別表第五 (略)

別表第六(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有すること を必要とす る第一欄に 掲げる教員 (当該学校 の助教諭を 含む。第三 欄において 同じ。)の 免許状の種 類	第二欄に定める各免許状 を取得した後、養護教諭 又は養護助教諭として良 好な成績で勤務した旨の 実務証明責任者の証明を 有することを必要とする 最低在職年数	(略)
受けようとする 免許状の種類 (略)			
備考 一～三 (略) 四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。			

別表第六の二(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
-----	-----	-----	-----

免許状の種類 受けようとする (略)	所要資格	有すること を必要とする 栄養教諭 の免許状の 種類	第二欄に定める各免許状 を取得した後、栄養の指 導及び管理をつかさどる 主幹教諭又は栄養教諭と して良好な勤務成績で勤 務した旨の実務証明責任 者の証明を有することを 必要とする最低在職年数	(略)
				(略)

別表第七 (略)

別表第八(第六条関係)

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
		有すること を必要とする 学校の免 許状	第二欄に定める各免許状 を取得した後、当該学校 における主幹教諭(養護 又は栄養の指導及び管理 をつかさどる主幹教諭を 除く。)、指導教諭、教 諭又は講師(これらに相 当する中等教育学校の前 期課程又は後期課程及び 特別支援学校の各部の主 幹教諭(養護又は栄養の 指導及び管理をつかさど る主幹教諭を除く。)、 指導教諭、教諭又は講師	(略)

免許状の種類 受けようとする (略)	所要資格	有すること を必要とする 栄養教諭 の免許状の 種類	第二欄に定める各免許状 を取得した後、栄養教諭 として良好な勤務成績で 勤務した旨の実務証明責 任者の証明を有すること を必要とする最低在職年 数	(略)
				(略)

別表第七 (略)

別表第八(第六条関係)

所要資格	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
		有すること を必要とする 学校の免 許状	第二欄に定める各免許状 を取得した後、当該学校 における教諭又は講師(こ れらに相当する中等教 育学校の前期課程又は後 期課程及び特別支援学校 の各部の教諭又は講師を 含む。)として良好な成 績で勤務した旨の実務証 明責任者の証明を有する ことを必要とする最低在 職年数	(略)

(略)	受けようとする 免許状の種類	
	を含む。)として良好な 成績で勤務した旨の実務 証明責任者の証明を有す ることを必要とする最低 在職年数	

(略)	受けようとする 免許状の種類	

改 正 案	現 行
<p>（司書教諭） 第五条（略）</p> <p>2 前項の司書教諭は、<u>主幹教諭</u>（<u>養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。</u>）<u>、指導教諭又は教諭</u>（以下この項において「<u>主幹教諭等</u>」<u>という。</u>）<u>をもつて充てる。</u>この場合において、<u>当該主幹教諭等は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。</u></p> <p>3・4（略）</p>	<p>（司書教諭） 第五条（略）</p> <p>2 前項の司書教諭は、<u>教諭</u>をもつて充てる。この場合において、<u>当該教諭は、司書教諭の講習を修了した者でなければならない。</u></p> <p>3・4（略）</p>

改正案	現行
<p>（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当）</p> <p>第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。）、副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）、主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制教育若しくは通信教育に従事する者に限る。）、指導教諭（本務として定時制教育又は通信教育</p>	<p>（公立の高等学校の教員等の定時制通信教育手当）</p> <p>第五条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四条第二項の規定により支給することができる定時制通信教育手当は、公立の高等学校の校長、教頭、教員（教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）をいう。以下この条において同じ。）及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 公立の高等学校で、定時制の課程又は通信制の課程を置くものの校長（本務として当該高等学校の校長（中等教育学校の後期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長とする。）の職にある者に限る。）、教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）及び教員（本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。）</p>

に従事する者に限る。) 及び教員 (本務として定時制教育又は通信教育に従事する者に限る。)

二 (略)

二 (略)

義務教育諸学校における教育の政治的中立の確保に関する臨時措置法（昭和二十九年法律第百五十七号）（第八条関係）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教育職員」とは、校長、<u>副校長若しくは教頭</u>（中等教育学校の前記課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長、<u>副校長又は教頭とする。</u>）又は主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭若しくは講師をいう。</p>	<p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教育職員」とは、校長若しくは教頭（中等教育学校の前記課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部にあつては、当該課程の属する中等教育学校又は当該部の属する特別支援学校の校長又は教頭とする。）又は教諭、助教諭若しくは講師をいう。</p>

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（第九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） ）、副校長（副園長を含む。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、 養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の第五 一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手、寄 宿舍指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十 号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさど る主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）及び事務職 員をいう。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教職員」とは、校長（園長を含む。以下同じ。） ）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（ 常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号） 第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。 ）、実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十 九年法律第百六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外 の者をいう。以下同じ。）及び事務職員をいう。</p>

農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律

(昭和三十二年法律第四百十五号) (第十条関係)

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教員」とは、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p> <p>(公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)</p> <p>第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担任す</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において「教員」とは、教頭、教諭、助教諭又は講師(常時勤務の者及び地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。)をいう。</p> <p>(公立の高等学校の教員及び実習助手の産業教育手当)</p> <p>第三条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四条第二項の規定により支給することができる産業教育手当は、公立の高等学校の教員及び実習助手のうち次に掲げる者を対象とするものとし、その内容は、条例で定める。</p> <p>一 農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程を置く公立の高等学校の教員のうち高等学校の農業若しくは農業実習、水産若しくは水産実習、工業若しくは工業実習又は商船若しくは商船実習の教諭又は助教諭の免許状を有する者(教育職員免許法(昭和二十四年法律第四百十七号)附則第二項の規定により高等学校の農業、農業実習、水産、水産実習、工業、工業実習、商船又は商船実習を担任す</p>

る主幹教諭、指導教諭又は教諭の職にあることができる者を含む。
（であつて、当該農業、水産、工業、電波又は商船に関する課程に
おいて実習を伴う農業、水産、工業、電波又は商船に関する科目を
主として担任するもの

二（略）

る教諭の職にあることができる者を含む。（であつて、当該農業、
水産、工業、電波又は商船に関する課程において実習を伴う農業、
水産、工業、電波又は商船に関する科目を主として担任するもの

二（略）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長、<u>副校長及び教頭</u>（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長、<u>副校長及び教頭</u>とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長、<u>副校長及び教頭</u>とする。）<u>、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</u></p> <p>第七条 <u>副校長、教頭、主幹教諭</u>（養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。）<u>、指導教諭、教諭、助教諭及び講師</u>（以下「<u>教頭及び教諭等</u>」<u>という。</u>）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 この法律において「教職員」とは、校長及び教頭（中等教育学校の前期課程にあつては、当該課程の属する中等教育学校の校長及び教頭とし、特別支援学校の小学部又は中学部にあつては、当該部の属する特別支援学校の校長及び教頭とする。）<u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の三に規定する職員のうち栄養教諭以外の者をいう。以下同じ。）並びに事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第十七条を除き、以下同じ。）をいう。</u></p> <p>第七条 <u>教頭、教諭、助教諭及び講師</u>（以下「<u>教頭及び教諭等</u>」<u>という。</u>）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p>

一〇五 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数と六学級から二十三学級までの中学校の数との合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数に四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭等標準定数を減じて得た数とする。

第八条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〇三 (略)

第八条の二 栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭、栄養教諭並びに学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定める

一〇五 (略)

2 (略)

3 前二項に定めるところにより算定した数(以下この項において「小中学校等教頭教諭等標準定数」という。)のうち、教頭の数は二十七学級以上の小学校の数と二十四学級以上の中学校(中等教育学校の前期課程を含む。以下この項において同じ。)の数との合計数に二を乗じて得た数、九学級から二十六学級までの小学校の数と六学級から二十三学級までの中学校の数との合計数に一を乗じて得た数、六学級から八学級までの小学校の数に四分の三を乗じて得た数並びに三学級から五学級までの中学校の数に二分の一を乗じて得た数の合計数(以下この項において「小中学校等教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は小中学校等教頭教諭等標準定数から小中学校等教頭標準定数を減じて得た数とする。

第八条 養護教諭及び養護助教諭(以下「養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一〇三 (略)

第八条の二 栄養教諭及び学校栄養職員(以下「栄養教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

ところにより算定した数を合計した数とする。

一〇三 (略)

第十一条 (略)

一〇六 (略)

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、副校長及び教頭の数は小学校及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭等標準定数」という。)とし、主幹教諭(養護又は栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭を除く。)、指導教諭、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭等標準定数を減じて得た数とする。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

一〇三 (略)

第十一条 (略)

一〇六 (略)

2 前項に定めるところにより算定した数(以下この項において「特別支援学校教頭教諭等標準定数」という。)のうち、教頭の数は小学部及び中学部の学級数が六学級から二十六学級までの特別支援学校の数に一を乗じて得た数と小学部及び中学部の学級数が二十七学級以上の特別支援学校の数に二を乗じて得た数との合計数(以下この項において「特別支援学校教頭標準定数」という。)とし、教諭、助教諭及び講師の数は特別支援学校教頭教諭等標準定数から特別支援学校教頭標準定数を減じて得た数とする。

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第十七条 第六条の二から第九条まで又は第十条の二から第十四条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の義務教育諸学校(共同調理場を含む。)に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、寄宿舎指導員、学校栄養職員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2	略	2	略
---	---	---	---

公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律（昭和三十六年法律第百八十八号）〔第十二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ。）、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（教諭等の数）</p> <p>第九条 副校長、教頭、主幹教諭（養護をつかさどる主幹教諭を除く。）、指導教諭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（養護教諭等の数）</p> <p>第十条 養護をつかさどる主幹教諭、養護教諭及び養護助教諭（以下「</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、「教職員」とは、校長（中等教育学校の校長を除き、特別支援学校の高等部にあつては、当該部のみを置く特別支援学校の校長とする。以下同じ。）、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員及び事務職員（それぞれ常勤の者に限る。第二十三条を除き、以下同じ。）をいう。</p> <p>2・3（略）</p> <p>（教諭等の数）</p> <p>第九条 教頭、教諭、助教諭及び講師（以下「教諭等」という。）の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。</p> <p>一〇九（略）</p> <p>2（略）</p> <p>（養護教諭等の数）</p> <p>第十条 養護教諭及び養護助教諭（以下「養護教諭等」という。）の数</p>

養護教諭等」という。)の数は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

は、次に定めるところにより算定した数を合計した数とする。

一～四 (略)

(教職員定数の短時間勤務の職を占める者等の数への換算)

第二十三条 第八条から第十二条まで又は第十六条から第二十一条までに定めるところにより算定した教職員の数は、政令で定めるところにより、公立の高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)又は特別支援学校の高等部に置く校長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手、寄宿舎指導員又は事務職員で地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者の数に換算することができる。

2 (略)

公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法（昭和四十六年法律第七十七号）〔第十三条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。次条第一項において同じ。）、副校長（副園長を含む。同項において同じ。）、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第三条 教育職員（校長、副校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において、「教育職員」とは、義務教育諸学校等の校長（園長を含む。）、教頭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二十八条の五第一項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）、実習助手及び寄宿舎指導員をいう。</p> <p>（教育職員の教職調整額の支給等）</p> <p>第三条 教育職員（校長及び教頭を除く。以下この条において同じ。）には、その者の給料月額百分の四に相当する額を基準として、条例で定めるところにより、教職調整額を支給しなければならない。</p> <p>2・3（略）</p>

学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法（昭和四十九年法律第二号）（第十四条関係）

（傍線部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教育職員」とは、校長、<u>副校長</u>、教頭及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する教員をいう。</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2 この法律において「教育職員」とは、校長、教頭及び教育職員免許法（昭和二十四年法律第四百十七号）第二条第一項に規定する教員をいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学又は大学及び高等専門学校[〓]の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（認証評価機関の評価の活用）</p> <p>第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第百九条第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第二十一条 地方独立行政法人は、次に掲げる業務のうち定款で定めるものを行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 大学の設置及び管理を行うこと。</p> <p>三 六 （略）</p> <p>（認証評価機関の評価の活用）</p> <p>第七十九条 評価委員会が公立大学法人について第三十条第一項の評価を行うに当たっては、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関の教育及び研究の状況についての評価を踏まえることとする。</p>

附則関係

理容師法（昭和二十二年法律第二百三十四号）〔附則第二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>第三条（略）</p> <p>理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>第二十条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第三項の規定の適用については、学校教育法第九十条に規定する者とみなす。</p>	<p>第三条（略）</p> <p>理容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した理容師養成施設において厚生労働省令で定める期間以上理容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ受けることができない。</p> <p>（略）</p> <p>附 則</p> <p>第二十条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、第三条第三項の規定の適用については、学校教育法第五十六条に規定する者とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（資格）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第九十条に規定する者にあつては十七年以上）になる者</p>	<p>（資格）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、行政書士となる資格を有する。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 国又は地方公共団体の公務員として行政事務を担当した期間及び特定独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下同じ。）又は特定地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員又は職員として行政事務に相当する事務を担当した期間が通算して二十年以上（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による高等学校を卒業した者その他同法第五十六条に規定する者にあつては十七年以上）になる者</p>

改 正 案	現 行
<p>（美容師試験） 第四条（略） 2（略） 3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十 条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設に おいて厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識及 び技能を修得したものでなければ受けることができない。 4～6（略）</p> <p>附 則</p> <p>11 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業 した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力 があると認められる者は、当分の間、第四条第三項の規定の適用につ いては、学校教育法第九十条に規定する者とみなす。</p>	<p>（美容師試験） 第四条（略） 2（略） 3 美容師試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十 六条に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定した美容師養成施設 において厚生労働省令で定める期間以上美容師になるのに必要な知識 及び技能を修得したものでなければ受けることができない。 4～6（略）</p> <p>附 則</p> <p>11 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業 した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力 があると認められる者は、当分の間、第四条第三項の規定の適用につ いては、学校教育法第五十六条に規定する者とみなす。</p>

防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）〔附則第二条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（防衛医科大学校） 第十六条（略） 2・3（略） 4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第九十条</u>に規定する者とする。 5・6（略）</p>	<p>（防衛医科大学校） 第十六条（略） 2・3（略） 4 第一項の教育訓練を受けることのできる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十六条</u>に規定する者とする。 5・6（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条（略）</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（短答式による試験科目の一部免除等） 第九条（略）</p> <p>2 前項各号に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、当該各号に定める科目について、短答式による試験を免除する。</p> <p>一（略）</p> <p>二 商学に属する科目その他内閣府令で定めるものに関する研究により学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で内閣府令で定めるものを授与された者 政令で定める科目</p> <p>三（略）</p> <p>3・4（略）</p>

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>4 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第七條第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四百四條第一項</u>に規定する大学院の課程（同條第四項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。）に進学する者について適用する。</p>	<p>附 則</p> <p>4 改正後の税理士法（以下「新法」という。）第七條第二項及び第三項の規定は、施行日以後にこれらの規定に規定する修士の学位を取得するために学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第六十八條の二</u>第一項に規定する大学院の課程（同條第四項第二号に規定する大学院に相当する教育を行う課程を含む。以下同じ。）に進学する者について適用する。</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第四十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>附則第三条</u>の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>第四十三条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第九十八条</u>の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>附 則 第四十四条 学校教育法附則第三條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。</p>
<p>現 行</p>	<p>附 則 第四十四条 学校教育法第九十八條の規定により大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として、その存続を認められた大学又は専門学校は、第十一条第一号の大学とみなす。</p>

<p>改 正 案</p>	<p>16 附 則 <u>学校教育法附則第三条の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二条第一号の大学とみなす。</u></p>
<p>現 行</p>	<p>16 附 則 <u>学校教育法第九十八条の規定により旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）による大学又は旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）による専門学校として存続した学校で審議会が認めたものは、第十二条第一号の大学とみなす。</u></p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>10 第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>附則第三条</u>の従前の規定による学校を、第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五条第二項の高等学校には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。</p>	<p>附 則</p> <p>10 第二条第一項、第三条及び第十五条の学校には学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第九十八条</u>の従前の規定による学校を、第五条第一項並びに附則第四項及び第六項の大学には旧大学令（大正七年勅令第三百八十八号）、旧高等学校令（大正七年勅令第三百八十九号）、旧専門学校令（明治三十六年勅令第六十一号）又は旧教員養成諸学校官制（昭和二十一年勅令第二百八号）の規定による大学、大学予科、高等学校高等科、専門学校及び教員養成諸学校並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を、第五条第二項の高等学校には、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）、旧高等学校令又は旧青年学校令（昭和十四年勅令第二百五十四号）の規定による中等学校、高等学校尋常科及び青年学校本科並びに文部科学省令で定めるこれらの学校に準ずる学校を含むものとする。</p>

改正案	現行
<p>（司法試験の受験資格等）</p> <p>第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。</p> <p>一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（司法試験の受験資格等）</p> <p>第四条 司法試験は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に定める期間において、三回の範囲内で受けることができる。</p> <p>一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。）の課程（次項において「法科大学院課程」という。）を修了した者 その修了の日後の最初の四月一日から五年を経過するまでの期間</p> <p>二（略）</p> <p>2（略）</p>

法科大学院への裁判官及び検察官その他の一般職の国家公務員の派遣に関する法律（平成十五年法律第四十号）〔附則第五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「法科大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「法科大学院」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。</p> <p>2・3 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（試験）</p> <p>第七条 クリーニング師の試験は、次の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一項の試験を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十七条</u>に規定する者とする。</p>	<p>（試験）</p> <p>第七条 クリーニング師の試験は、次の各号に掲げる科目について、都道府県知事が行う。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>二（略）</p> <p>三 第一項の試験を受けることができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四十七条</u>に規定する者とする。</p>

改正案	現行
<p>（衛生管理責任者）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、と畜場の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県又は保健所を設置する市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>6・7（略）</p>	<p>（衛生管理責任者）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2～4（略）</p> <p>5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、衛生管理責任者となることができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、と畜場の衛生管理の業務に三年以上従事し、かつ、都道府県又は保健所を設置する市が行う講習会の課程を修了した者</p> <p>6・7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（調理師の免許）</p> <p>第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十七条</u>（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法<u>第五十七条</u>に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、<u>第三条</u>第一項の規定の適用については、<u>学校教育法第五十七条</u>に</p>	<p>（調理師の免許）</p> <p>第三条 調理師の免許は、次の各号の一に該当する者に対し、その申請に基づいて都道府県知事が与える。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四十七条</u>（高等学校の入学資格）に規定する者で、厚生労働大臣の指定する調理師養成施設において、一年以上、調理、栄養及び衛生に関して調理師たるに必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法<u>第四十七条</u>に規定する者で、多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で厚生労働省令の定めるものにおいて二年以上調理の業務に従事した後、調理師試験に合格したもの</p> <p>2 （略）</p> <p>附 則</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、<u>第三条</u>第一項の規定の適用については、<u>学校教育法第四十七条</u>に</p>

規定する者とみなす。

規定する者とみなす。

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十七条</u>に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法<u>第五十七条</u>に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの</p> <p>附則</p> <p>（受験資格の特例）</p> <p>2 この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法第五十七条に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえるに至つたものは、第五条の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）によ</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第五条 製菓衛生師試験は、次の各号の一に該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四十七条</u>に規定する者であつて、厚生労働大臣の指定する製菓衛生師養成施設において一年以上製菓衛生師として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 学校教育法<u>第四十七条</u>に規定する者であつて、一年以上菓子製造業に従事したもの</p> <p>附則</p> <p>（受験資格の特例）</p> <p>2 この法律の施行の際現に菓子製造業に従事している者（学校教育法<u>第四十七条</u>に規定する者を除く。）であつて、菓子製造業に従事した期間が、この法律の施行の日において三年をこえているもの又はこの法律の施行の日後三年をこえるに至つたものは、第五条の規定にかかわらず、製菓衛生師試験を受けることができる。</p> <p>3 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）によ</p>

る中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第五条又は前項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。

る中等学校の二年の課程を修了した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、第五条又は前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。

改正案	現行
<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。 一～三（略） 四 学校教育法第五十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者 6・7（略）</p>	<p>（食鳥処理衛生管理者） 第十二条（略） 2～4（略） 5 次の各号のいずれかに該当する者でなければ、食鳥処理衛生管理者となることができない。 一～三（略） 四 学校教育法第四十七条に規定する者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者で、食鳥処理の業務に三年以上従事し、かつ、厚生労働大臣の登録を受けた講習会の課程を修了した者 6・7（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>第五条 当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十七</u>条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。</p> <p>2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第五十七条に規定する者とみなす。</p> <p>3 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>第五条 当分の間、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第四十七</u>条に規定する者であつて、厚生労働省令で定める要件に該当し、かつ、新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定により理容師又は美容師になるのに必要な知識及び技能を修得したものは、新理容師法第三条第三項又は新美容師法第四条第三項の規定にかかわらず、新理容師法又は新美容師法の規定による理容師試験又は美容師試験を受けることができる。</p> <p>2 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を終了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、前項の規定の適用については、学校教育法第四十七条に規定する者とみなす。</p> <p>3 （略）</p>

改正案		現行	
<p>（測定単位及び単位費用） 第十二条（略）</p> <p>3 前二項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる測定単位につき、それぞれ中欄に定める算定の基礎により、下欄に掲げる表示単位に基づいて、総務省令の定めるところにより算定する。</p>			
<p>4 6 （略）</p>	<p>十八 五十 （略）</p>	<p>4 6 （略）</p>	<p>十八 五十 （略）</p>
<p>測定単位の種類 一～十六（略） 十七 中学校の 教職員数</p>	<p>測定単位の数値の算定の基礎 （略）</p>	<p>測定単位の種類 一～十六（略） 十七 中学校の 教職員数</p>	<p>測定単位の数値の算定の基礎 （略）</p>
<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数</p>		<p>公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律に規定する学級編制の標準及び教職員定数の標準により算定した当該道府県の区域内の市町村立の中学校及び中等教育学校の前期課程並びに当該道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）及び中等教育学校の前期課程の教職員に係る当該道府県の定数</p>	
<p>表示単位 人 （略）</p>		<p>表示単位 人 （略）</p>	

改正案	現行
<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（<u>第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。</u>））、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p>	<p>（教職員の給与及び報酬等に要する経費の国庫負担）</p> <p>第二条 国は、毎年度、各都道府県ごとに、公立の小学校、中学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（学校給食法（昭和二十九年法律第六十号）第五条の二に規定する施設を含むものとし、以下「義務教育諸学校」という。）に要する経費のうち、次に掲げるものについて、その実支出額の三分の一を負担する。ただし、特別の事情があるときは、各都道府県ごとの国庫負担額の最高限度を政令で定めることができる。</p> <p>一（略）</p> <p>二 都道府県立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）（<u>第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。</u>））、中等教育学校及び特別支援学校に係る教職員の給与及び報酬等に要する経費</p>

改 正 案		現 行	
<p>(六・七) (略)</p>	<p>学校の区分</p> <p>公立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）</p>	<p>学校の区分</p> <p>公立の中学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十一条の十の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）</p>	
	<p>事業の区分</p> <p>建物の新築又は増築</p>	<p>事業の区分</p> <p>建物の新築又は増築</p>	
	<p>事業主体</p> <p>地方公共団体</p>	<p>事業主体</p> <p>地方公共団体</p>	
	<p>国庫の負担割合</p> <p>十分の五</p>	<p>国庫の負担割合</p> <p>十分の五</p>	
<p>別表（第七条関係）</p> <p>(一) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について</p>		<p>別表（第七条関係）</p> <p>(一) (略)</p> <p>(四) (略)</p> <p>(五) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律第二条第一項に規定する義務教育諸学校に係る同条第二項に規定する建物について</p>	

改 正 案	現 行
<p>（国の負担）</p> <p>第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（国の負担）</p> <p>第三条 国は、政令で定める限度において、次の各号に掲げる経費について、その一部を負担する。この場合において、その負担割合は、それぞれ当該各号に掲げる割合によるものとする。</p> <p>一・二二（略）</p> <p>二の二 公立の中学校で学校教育法第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程（以下「中等教育学校等」という。）の建物の新築又は増築に要する経費 二分の一</p> <p>三・四（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの</p> <p>二（略）</p> <p>附 則</p> <p>（受験資格の特例）</p> <p>11 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令、厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第二十条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学す</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第二十条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した診療放射線技師養成所において、三年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの</p> <p>二（略）</p> <p>附 則</p> <p>（受験資格の特例）</p> <p>11 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令、厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第二十条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学す</p>

るじじがでける者となす。

するじじがでける者となす。

博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）〔附則第八条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（学芸員補の資格）</p> <p>第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。</p>	<p>（学芸員補の資格）</p> <p>第六条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者は、学芸員補となる資格を有する。</p>

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>附 則</p> <p>4 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令、厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床検査技師養成所において三年以上第二条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>附 則</p> <p>4 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令、厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十五条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>

改正案	現行
<p>（理学療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>（作業療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学で</p>	<p>（理学療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十一条 理学療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した理学療法士養成施設において、三年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>（作業療法士国家試験の受験資格）</p> <p>第十二条 作業療法士国家試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学</p>

ある場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二・三（略）

附則

6 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十一条第一号及び第十二条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した作業療法士養成施設において、三年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの

二・三（略）

附則

6 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十一条第一号及び第十二条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

改正案	現行
<p>（受験資格）</p> <p>第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条第一項の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十二条 試験は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した柔道整復師養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したものでなければ、受けることができない。</p> <p>2 （略）</p> <p>附則</p> <p>11 旧中等学校令による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十二条第一項の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>附 則</p> <p>5 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所において、三年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三（略）</p> <p>附 則</p> <p>5 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（介護福祉士の資格）</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの</p>	<p>（介護福祉士の資格）</p> <p>第三十九条 次の各号のいずれかに該当する者は、介護福祉士となる資格を有する。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したものの</p>

四
(略)

四
(略)

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したものを修得したもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>附 則</p> <p>第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した臨床工学技士養成所において、三年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したものを修得したもの</p> <p>二 五（略）</p> <p>附 則</p> <p>第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したものを</p> <p>二 四（略）</p> <p>附 則</p> <p>第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した義肢装具士養成所において、三年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したものを</p> <p>二 四（略）</p> <p>附 則</p> <p>第四条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。</p>

改 正 案	現 行
<p>第三十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>（受験資格）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生労働省令で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができるもの（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。</p>	<p>第三十四条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>（受験資格）</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二・三 （略）</p> <p>四 消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第九項に規定する救急業務（以下この号において「救急業務」という。）に関する講習で厚生労働省令で定めるものの課程を修了し、及び厚生労働省令で定める期間以上救急業務に従事した者（学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができるもの（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む</p>

（に限る。）であつて、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年（当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生労働省令で定めるものにあつては、六月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの
五（略）

附則

第三条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第三十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

。に限る。）であつて、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した救急救命士養成所において、一年（当該学校又は救急救命士養成所のうち厚生労働省令で定めるものにあつては、六月）以上救急救命士として必要な知識及び技能を修得したもの
五（略）

附則

第三条 旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は厚生労働省令で定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、第三十四条第一号の規定の適用については、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者とみなす。

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 六（略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第三十三条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして厚生労働省令で定める者で、文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した言語聴覚士養成所において、三年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したものの</p> <p>二 六（略）</p>

改正案	現行
<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入学することが</p>	<p>第三条 社会福祉士及び介護福祉士法の一部を次のように改正する。 （略）</p> <p>第四十条第二項第三号中「前号」を「前各号」に、「能力」を「知識及び技能」に改め、同号を同項第六号とし、同項第二号中「従事した者」の下に「であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において六月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの」を加え、同号を同項第五号とし、同項第一号を同項第四号とし、同号の前に次の三号を加える。</p> <p>一 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この号の規定により文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において二年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの</p> <p>二 （略）</p> <p>三 学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に入学すること</p>

できる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

（略）

ができる者（この号の厚生労働省令で定める学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）であつて、厚生労働省令で定める学校又は養成所を卒業した後、文部科学大臣及び厚生労働大臣の指定した学校又は厚生労働大臣の指定した養成施設において一年以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得したもの

（略）

改正案	現行
<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十六条</u>に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>	<p>（国及び都道府県の行う就学奨励）</p> <p>第二条 都道府県は、当該都道府県若しくは当該都道府県に包括される市町村の設置する特別支援学校又は当該都道府県の区域内の私立の特別支援学校への児童又は生徒の就学による保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十一条</u>に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。以下同じ。）の経済的負担を軽減するため、その負担能力の程度に応じ、特別支援学校への就学のため必要な経費のうち、小学部又は中学部の児童又は生徒に係るものにあつては第二号から第六号までに掲げるものについて、高等部（専攻科を除く。）の生徒に係るものにあつては第一号から第五号までに掲げるもの（付添人の付添に要する交通費を除く。）について、その全部又は一部を支弁しなければならない。</p> <p>一〇六（略）</p> <p>二〇四（略）</p>

改正案	現行
<p>（経費の負担）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十条に規定する保護者の負担とする。</p> <p>（国の補助）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十六条に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p>	<p>（経費の負担）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費（以下「学校給食費」という。）は、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第十二条第一項に規定する保護者の負担とする。</p> <p>（国の補助）</p> <p>第七条（略）</p> <p>2 国は、公立の小学校、中学校又は中等教育学校の設置者が、学校給食を受ける児童又は生徒の学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者（以下この項において「保護者」という。）で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第六条第二項に規定する要保護者（その児童又は生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助で学校給食費に関するものが行われている場合の保護者である者を除く。）であるものに対して、学校給食費の全部又は一部を補助する場合には、当該設置者に対し、当分の間、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、これに要する経費の一部を補助することができる。</p>

特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和三十二年法律第百十八号）〔附則第九条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（経費の負担）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十六条</u>に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の負担とする。</p>	<p>（経費の負担）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2 前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は、学校給食を受ける幼児又は生徒の保護者等（幼児又は未成年の生徒については学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十一条</u>第一項に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）の負担とする。</p>

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和二十二年法律第二百十七号）〔附則第十条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八条 第二条第一項の規定の適用については、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令・厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第九十条第一項の規定により大学に入</p>	<p>第二条 免許は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条第一項の規定により大学に入学することができる者（この項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が同条第二項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）で、三年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において解剖学、生理学、病理学、衛生学その他あん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師となるのに必要な知識及び技能を修得したものであつて、厚生労働大臣の行うあん摩マツサージ指圧師試験、はり師試験又はきゆう師試験（以下「試験」という。）に合格した者に対して、厚生労働大臣が、これを与える。</p> <p>（略）</p> <p>附則</p> <p>第十八条 第二条第一項の規定の適用については、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校を卒業した者又は文部科学省令・厚生労働省令の定めるところによりこれと同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十六条第一項の規定により大学に</p>

学することのできる者とみなす。

第十八条の二 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

前項の規定の適用については、旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者又は文部科学省令・厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第五十七条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなす。

（略）

入学することのできる者とみなす。

第十八条の二 文部科学省令・厚生労働省令で定める程度の著しい視覚障害のある者（以下「視覚障害者」という。）にあつては、当分の間、第二条第一項の規定にかかわらず、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することができる者であつて、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師については三年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師については五年以上、これらの者となるのに必要な知識及び技能を修得したものは、試験を受けることができる。

前項の規定の適用については、旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を卒業した者、旧中等学校令による中等学校の二年の課程を終わった者又は文部科学省令・厚生労働省令の定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、学校教育法第四十七条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなす。

（略）

改 正 案	現 行
<p>第二条（略）</p> <p>養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条に規定する者とする。</p> <p>（略）</p> <p>第五条の三 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第二百二十四条の専修学校及び同法第三百三十四条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者</p>	<p>第二条（略）</p> <p>養成施設に入所することができる者は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十六条に規定する者とする。</p> <p>（略）</p> <p>第五条の三 管理栄養士国家試験は、栄養士であつて次の各号のいずれかに該当するものでなければ、受けることができない。</p> <p>一 一三（略）</p> <p>四 修業年限が四年である養成施設であつて、学校（学校教育法第一条の学校並びに同条の学校の設置者が設置している同法第八十二条の二の専修学校及び同法第八十三条の各種学校をいう。以下この号において同じ。）であるものにあつては文部科学大臣及び厚生労働大臣が、学校以外のものにあつては厚生労働大臣が、政令で定める基準により指定したもの（以下「管理栄養士養成施設」という。）を卒業した者</p>

改 正 案	現 行
<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校（学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。）</p> <p>（ 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>	<p>（学校等の行う無料の船員職業紹介事業）</p> <p>第四十条 次の各号に掲げる施設の長は、国土交通大臣に届け出て、当該各号に定める者（これらの者に準ずる者として国土交通省令で定めるものを含む。）について、無料の船員職業紹介事業を行うことができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 専修学校（学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。）</p> <p>（ 当該専修学校の生徒又は当該専修学校を卒業した者</p> <p>三 （略）</p> <p>2）5 （略）</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>2 （略）</p> <p>第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、<u>教育課程</u>の構成に 応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられ る児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は 文部科学省が著作の名義を有するものをいう。</p>	<p>2 （略）</p> <p>第二条 この法律において「教科書」とは、小学校、中学校、高等学校 、中等教育学校及びこれらに準ずる学校において、<u>教科課程</u>の構成に 応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられ る児童又は生徒用図書であつて、文部科学大臣の検定を経たもの又は 文部科学省が著作の名義を有するものをいう。</p>

改 正 案	現 行
<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第百四十四条</u>及び第<u>百四十五条</u>の罪</p> <p>2 （略）</p>	<p>（公訴の提起）</p> <p>第三十七条 次に掲げる成人の事件については、公訴は、家庭裁判所にこれを提起しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第九十条</u>及び第<u>九十一条</u>の罪</p> <p>2 （略）</p>

教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）〔附則第十五条関係〕

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学及び高等専門学校を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教</p> <p>育職員をいう。</p> <p>2 5 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育公務員」とは、地方公務員のうち、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める学校であつて同法第二条に定める公立学校（地方独立行政法人法（平成十五年法律第一百八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）の学長、校長（園長を含む。以下同じ。）、教員及び部局長並びに教育委員会の教育長及び専門的教</p> <p>育職員をいう。</p> <p>2 5 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下「教員」という。）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十二条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。</p> <p>（種類）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特別免許状は、学校（幼稚園及び中等教育学校を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。</p> <p>4～6 （略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律で「教育職員」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に定める小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園（以下学校という。）の教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭及び講師（以下教員という。）をいう。</p> <p>2・3 （略）</p> <p>4 この法律で「特別支援教育領域」とは、学校教育法第七十一条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）に関するいずれかの教育の領域をいう。</p> <p>（種類）</p> <p>第四条 （略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 特別免許状は、学校（中等教育学校及び幼稚園を除く。）の種類ごとの教諭の免許状とする。</p> <p>4～6 （略）</p>

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する教諭又は講師となることができる。

附則

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定す	第二欄に規定

第十七条の二 特別支援学校において自立活動の教授を担任するために必要な第四条の二第二項に規定する普通免許状又は同条第三項に規定する特別免許状を有する者は、第三条第一項及び第二項並びに第四条第二項及び第三項の規定にかかわらず、学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級において、これらの免許状に係る障害の種類に応じた自立活動の教授を担任する教諭又は講師となることができる。

第十七条の三 特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者は、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校において自立教科等以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科等以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担任する教諭又は講師となることができる。

附則

9 次の表の第二欄に掲げる基礎資格を有する者に対して教育職員検定により次の表の第一欄に掲げる高等学校教諭の一種免許状を授与する場合における学力及び実務の検定は、当分の間、第六条第二項の規定にかかわらず、次の表の第三欄及び第四欄の定めるところによる。

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	基礎資格	第二欄に規定す	第二欄に規定

八・二 (略)	<p>高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状の種類</p>	イ (略)	<p>受けようとする免許状の種類</p>	<p>る基礎資格を取 得したのち、高 等学校(中等教 育学校の後期課 程及び特別支援 学校の高等部を 含む。)におい て第一欄に掲げ る実習を担任す る教諭の職務を 助ける職員とし て良好な成績で 勤務した旨の実 務証明責任者の 証明を有するこ とを必要とする 最低在職年数</p>	
		口 高等専門学校 において第一欄 に掲げる実習に 係る実業に関す る学科を専攻し 、学校教育法第 百二十一条に定 める準学士の称 号を有すること			<p>する基礎資格 を取得したの ち、大学にお いて修得する ことを必要と する最低単位 数</p>
		三			一〇

八・二 (略)	<p>高等学校において看護実習、家庭実習、情報実習、農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、福祉実習又は商船実習を担任する教諭の一種免許状の種類</p>	イ (略)	<p>受けようとする免許状の種類</p>	<p>る基礎資格を取 得したのち、高 等学校(中等教 育学校の後期課 程及び特別支援 学校の高等部を 含む。)におい て第一欄に掲げ る実習を担任す る教諭の職務を 助ける職員とし て良好な成績で 勤務した旨の実 務証明責任者の 証明を有するこ とを必要とする 最低在職年数</p>	
		口 高等専門学校 において第一欄 に掲げる実習に 係る実業に関す る学科を専攻し 、学校教育法第 七十条の八に定 める準学士の称 号を有すること			<p>する基礎資格 を取得したの ち、大学にお いて修得する ことを必要と する最低単位 数</p>
		三			一〇

10、15 (略)

16 幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

17・18 (略)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

(略)	小学校教諭			幼稚園教諭			免許状の種類	第一欄	第二欄	第三欄
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状				
(略)	短期大学の学位を有すること。			短期大学の学位を有すること。			基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	教科 に 関 する 科 目	教職 に 関 する 科 目
(略)	四	八	八	四	六	六				

10、15 (略)

16 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、第三条第一項から第三項までの規定にかかわらず、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。

17・18 (略)

別表第一(第五条、第五条の二関係)

(略)	小学校教諭			(移設)			免許状の種類	第一欄	第二欄	第三欄
	二種免許状	一種免許状	専修免許状	二種免許状	一種免許状	専修免許状				
(略)	短期大学の学位を有すること。			短期大学の学位を有すること。			基礎資格	大学において修得することを必要とする最低単位数	教科 に 関 する 科 目	教職 に 関 する 科 目
(略)	四	八	八	四	六	六				

第一欄 所要資格 第二欄 有すること を必要とす る第一欄に 掲げる教員 第三欄 第二欄に定める各免許状 を取得した後、第一欄に 掲げる教員又は当該学校 の講師（これらに相当す る） 第四欄 （略）	備考 一～三（略） 四 この表の規定により幼稚園、小学校、中学校若しくは高等学校の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は幼稚園、小学校若しくは中学校の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 五～九（略）		
	別表第二・別表第二の二（略）		
	別表第三（第六条関係）		
	（削除）		

第一欄 所要資格 第二欄 有すること を必要とす る第一欄に 掲げる教員 第三欄 第二欄に定める各免許状 を取得した後、第一欄に 掲げる教員又は当該学校 の講師（これらに相当す る） 第四欄 （略）	備考 一～三（略） 四 この表の規定により小学校、中学校、高等学校若しくは幼稚園の教諭の専修免許状若しくは一種免許状又は小学校、中学校若しくは幼稚園の教諭の二種免許状の授与を受けようとする者については、特に必要なものとして文部科学省令で定める科目の単位を大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関において修得していることを要するものとする（別表第二及び別表第二の二の場合においても同様とする。）。 五～九（略）											
	別表第二・別表第二の二（略）											
	別表第三（第六条関係）											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">幼稚園教諭</th> </tr> <tr> <th>二種免許状</th> <th>専修免許状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>短期大学の学位を有すること。</td> <td>修士の学位を有すること。</td> </tr> <tr> <td>四二七</td> <td>六三五</td> </tr> <tr> <td></td> <td>三四</td> </tr> </tbody> </table>			幼稚園教諭		二種免許状	専修免許状	短期大学の学位を有すること。	修士の学位を有すること。	四二七	六三五	
幼稚園教諭												
二種免許状	専修免許状											
短期大学の学位を有すること。	修士の学位を有すること。											
四二七	六三五											
	三四											

備考 一〇十 (略)	(削除)	(略)	(略)	幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	(略)	(当該学校の助教諭を 含む。第三 欄において 同じ。)の 免許状の種 類 職年数	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	(当該学校の前期課 程又は後期課程及び特別 支援学校の各部の教員を 含む。)として良好な成 績で勤務した旨の実務証 明責任者の証明を有する ことを必要とする最低在 職年数
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			五	四五			
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			六	四五			
				小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			
				小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			

別表第六(第六条関係)

別表第四・別表第五 (略)

(略)

備考 一〇十 (略)	(移設)	(略)	(略)	幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	(略)	(当該学校の助教諭を 含む。第三 欄において 同じ。)の 免許状の種 類 職年数	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状	(当該学校の前期課 程又は後期課程及び特別 支援学校の各部の教員を 含む。)として良好な成 績で勤務した旨の実務証 明責任者の証明を有する ことを必要とする最低在 職年数
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			五	四五			
				幼稚園教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			六	四五			
				小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			
				小学校教諭	専修免許状	一種免許状	二種免許状	臨時免許状			三	一五			

別表第六(第六条関係)

別表第四・別表第五 (略)

(略)

備考

一～三 (略)

四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において幼児、児童又は生徒の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

別表第六の二 (略)

別表第七(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教員)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	(略)
専修免許状	一種免許状	三	一五
受けようとする免許状の種類			

備考

一～三 (略)

四 第三欄の「養護教諭又は養護助教諭」には、当分の間、学校において児童、生徒又は幼児の養護に従事する職員で文部科学省令で定めるものを含むものとし、その者についての同欄の実務証明責任者については、文部科学省令で定める。

別表第六の二 (略)

別表第七(第六条関係)

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄
所要資格	有することを必要とする特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員)の免許状の種類	第二欄に定める各免許状を取得した後、特別支援学校の教員(二種免許状の授与を受けようとする場合にあつては、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教員を含む。)として良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有することを必要とする最低在職年数	(略)
専修免許状	一種免許状	三	一五
受けようとする免許状の種類			

小学校教諭二種免許状	幼稚園教諭二種免許状	免許状の種類 受けようとする 免許状の種類	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	備考 (略)	特別支援学 校教諭	一種免許状	二種免許状
			二種免許状	幼稚園、小学校 、中学校又は高 等学校の教諭の 普通免許状	三	六		三	六	
中学校教諭普通 免許状	幼稚園教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	三	三	三	三	備考 (略)	特別支援学 校教諭	一種免許状	二種免許状
三	三	六	三	三	三	三		三	六	六
						(略)				

別表第八(第六条関係)

小学校教諭二種免許状	(移設) 幼稚園教諭普通 免許状	免許状の種類 受けようとする 免許状の種類	第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	備考 (略)	特別支援学 校教諭	一種免許状	二種免許状
			二種免許状	小学校、中学校 、高等学校又は 幼稚園の教諭の 普通免許状	三	六		三	六	
中学校教諭普通 免許状	幼稚園教諭普通 免許状	小学校教諭普通 免許状	三	三	三	三	備考 (略)	特別支援学 校教諭	一種免許状	二種免許状
三	三	六	三	三	三	三		三	六	六
						(略)				

別表第八(第六条関係)

(略)	備考	(削除)	(略)	免許状
			(略)	
			(略)	

(略)	備考	幼稚園教諭二種免許状	(略)	免許状
			小学校教諭普通免許状	(略)
				(略)
			三	
		六		

改 正 案	現 行
<p>（学校施設の利用） 第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。以下この項及び第四十八条第一項において同じ。）の理事長、高等専門学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会又は公立大学法人の理事長、大学及び高等専門学校以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p> <p>（社会教育の講座） 第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学若しくは高等専門学校に対し、地方公共団体に</p>	<p>（学校施設の利用） 第四十四条（略）</p> <p>2 前項において「学校の管理機関」とは、国立学校にあつては設置者である国立大学法人（国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人をいう。）の学長又は独立行政法人国立高等専門学校機構の理事長、公立学校のうち、大学にあつては設置者である地方公共団体の長又は公立大学法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人をいう。第四十八条第一項において同じ。）の理事長、大学以外の学校にあつては設置者である地方公共団体に設置されている教育委員会をいう。</p> <p>（社会教育の講座） 第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する大学に対し、地方公共団体に設置されている教育委</p>

設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の
公立学校に対し、その教員組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講
座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会
教育のための講座の開設を求めることができる。

2～4 (略)

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第五十四条、第七十条第一項、第八十二条及び
第八十四条の規定により行うものを除き、通信による教育に関しては
、この章の定めるところによる。

員会は当該地方公共団体が設置する大学以外の公立学校に対し、その
教員組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講
座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開
設を求めることができる。

2～4 (略)

(適用範囲)

第四十九条 学校教育法第四十五条、第五十一条の九第一項、第五十二
条の二及び第七十六条の規定により行うものを除き、通信による教育
に関しては、この章の定めるところによる。

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（私立学校審議会等への諮問）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項（同法第九十五条の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第九十五条に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。</p> <p>（収益事業）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に</p>	<p>（定義）</p> <p>第一条（略）</p> <p>2 この法律において、「専修学校」とは学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいい、「各種学校」とは同法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（私立学校審議会等への諮問）</p> <p>第八条（略）</p> <p>2 文部科学大臣は、私立大学又は私立高等専門学校について、学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項（同法第六十条の二の規定により諮問すべきこととされている事項を除く。）を行う場合においては、あらかじめ、同法第六十条の二に規定する審議会等の意見を聴かなければならない。</p> <p>（収益事業）</p> <p>第二十六条（略）</p> <p>2 前項の事業の種類は、私立学校審議会又は学校教育法第六十条の二に</p>

規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 (略)

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第五十四条第三項（同法第七十条第一項）において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四〇十二 (略)

2・3 (略)

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校

に規定する審議会等（以下「私立学校審議会等」という。）の意見を聴いて、所轄庁が定める。所轄庁は、その事業の種類を公告しなければならない。

3 (略)

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一・二 (略)

三 その設置する私立学校の名称及び当該私立学校に課程、学部、大学院、大学院の研究科、学科又は部を置く場合には、その名称又は種類（私立高等学校（私立中等教育学校の後期課程を含む。）に広域の通信制の課程（学校教育法第四十五条第三項（同法第五十一条の九第一項）において準用する場合を含む。）に規定する広域の通信制の課程をいう。）を置く場合には、その旨を含む。）

四〇十二 (略)

2・3 (略)

(私立専修学校等)

第六十四条 第五条、第六条及び第八条第一項の規定は私立専修学校及び私立各種学校について準用する。この場合において、私立専修学校

について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項」とあるのは「学校教育法第三十条第一項の都道府県知事の権限又は同法第三十三条第一項において読み替えて準用する同法第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第三十四条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

277 (略)

附則

2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつ

について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項又は第十三条に規定する事項」とあるのは「学校教育法第八十二条の八第一項の都道府県知事の権限又は同法第八十二条の十一第一項において読み替えて準用する同法第十三条の都道府県知事の権限」と読み替え、私立各種学校について準用する第八条第一項中「学校教育法第四条第一項」とあるのは「学校教育法第八十三条第二項において読み替えて準用する同法第四条第一項」と読み替えるものとする。

277 (略)

附則

2 この法律施行の際現に民法による財団法人で私立学校（学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校を含む。）を設置しているもの及び学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校で民法による財団法人であるもの（以下「財団法人」と総称する。）は、この法律施行の日から一年以内にその組織を変更して学校法人となることができる。

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）、高等学校及び専門学校を含むものとする。

9 第二項の規定により財団法人がその組織を変更して学校法人となつ

た場合において、当該財団法人が学校教育法附則第三条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができる。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

た場合において、当該財団法人が学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校を設置していたとき、又は同条の規定により存続する私立学校であつたときは、当該学校法人は、引き続き、当該学校を設置することができる。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

改正案	現行
<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産、民法第三十四条の法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産、民法第三十四条の法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行う</p>	<p>（用途による不動産取得税の非課税）</p> <p>第七十三条の四 道府県は、次の各号に規定する者が不動産をそれぞれ当該各号に掲げる不動産として使用するために取得した場合においては、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人（以下この号において「学校法人等」という。）がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する不動産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条の学校又は同法第八十二条の二の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する不動産、民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する不動産、民法第三十四条の法人、医療法第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する不動産、民法第三十四条の法人で職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第二十四条の規定による認定職業訓練を行</p>

ことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

四〇三十七 (略)

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇八 (略)

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人(以下この号において「学校法人等」という。)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第二百二十四条の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産、民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人、医療法第

うことを目的とするもの又は職業訓練法人で政令で定めるもの若しくは都道府県職業能力開発協会がその職業訓練施設において直接職業訓練の用に供する不動産並びに民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する不動産及び民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する不動産

四〇三十七 (略)

2・3 (略)

(固定資産税の非課税の範囲)

第三百四十八条 (略)

2 固定資産税は、次に掲げる固定資産に対しては課することができない。ただし、固定資産を有料で借り受けた者がこれを次に掲げる固定資産として使用する場合には、当該固定資産の所有者に課することができる。

一〇八 (略)

九 学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人(以下この号において「学校法人等」という。)がその設置する学校において直接保育又は教育の用に供する固定資産、学校法人等がその設置する寄宿舎で学校教育法第一条の学校又は同法第八十二条の二の専修学校に係るものにおいて直接その用に供する固定資産、民法第三十四条の法人、宗教法人又は社会福祉法人がその設置する幼稚園において直接保育の用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人、医療法第

第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産並びに民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

十〇四十三 (略)

三〇一〇 (略)

(事業所得税の課税標準の特例)

第七百一条の四十一 次の表の各号の上欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該資産割又は従業者割につき、それぞれ当該各号の中欄又は下欄に割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ当該各号の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

施設	資産割	従業者割
	に係る	に係る割

第三十一条の公的医療機関の開設者又は政令で定める医療法人がその設置する看護師、准看護師、歯科衛生士その他政令で定める医療関係者の養成所において直接教育の用に供する固定資産並びに民法第三十四条の法人がその設置する図書館において直接その用に供する固定資産及び民法第三十四条の法人又は宗教法人がその設置する博物館法第二条第一項の博物館において直接その用に供する固定資産

十〇四十三 (略)

三〇一〇 (略)

(事業所得税の課税標準の特例)

第七百一条の四十一 次の表の各号の上欄に掲げる施設に係る事業所等において行う事業に対して課する資産割又は従業者割の課税標準となるべき事業所床面積又は従業者給与総額の算定については、当該資産割又は従業者割につき、それぞれ当該各号の中欄又は下欄に割合が定められている場合には、当該施設に係る事業所等に係る事業所床面積又は従業者給与総額(第七百一条の三十四の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において同じ。)から当該施設に係る事業所床面積又は従業者給与総額にそれぞれ当該各号の中欄又は下欄に掲げる割合を乗じて得た面積又は金額を控除するものとする。

施設	資産割	従業者割
	に係る	に係る割

2 4 (略)	(略)	二 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	二分の一	二分の一	割合 合
2 4 (略)	(略)	二 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項に規定する各種学校（学校法人又は私立学校法第六十四条第四項の法人が設置する専修学校又は各種学校を除く。）において直接教育の用に供する施設	二分の一	二分の一	割合 合

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第九十一条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（試験科目の一部の免除等）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第百四条に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第百四条第一項に規定</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第五条 次の各号のいずれかに該当する者は、税理士試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による大学若しくは高等専門学校を卒業した者でこれらの学校において法律学又は経済学を修めたもの又は同法第五十七条第二項の規定により同法による大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で財務省令で定める学校において法律学又は経済学を修めたもの</p> <p>三 五 （略）</p> <p>2 4 （略）</p> <p>（試験科目の一部の免除等）</p> <p>第七条 （略）</p> <p>2 税法に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第一号において「税法に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位（学校教育法第六十八条の二に規定する学位をいう。次項及び次条第一項において同じ。）又は同法第六十八条の二</p>

する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第百四条第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

4・5（略）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第百四条第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に相当す

第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において税法に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が税法に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の税法に属する科目について、前項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

3 会計学に属する科目その他財務省令で定めるもの（以下この項及び次条第一項第二号において「会計学に属する科目等」という。）に関する研究により修士の学位又は学校教育法第六十八条の二第一項に規定する文部科学大臣の定める学位で財務省令で定めるものを授与された者で税理士試験において会計学に属する科目のいずれか一科目について政令で定める基準以上の成績を得た者が、当該研究が会計学に属する科目等に関するものであるとの国税審議会の認定を受けた場合には、試験科目のうちの当該一科目以外の会計学に属する科目について、第一項に規定する政令で定める基準以上の成績を得たものとみなす。

4・5（略）

第八条 次の各号のいずれかに該当する者に対しては、その申請により、税理士試験において当該各号に掲げる科目の試験を免除する。

- 一 大学等（学校教育法の規定による大学若しくは高等専門学校又は同法第六十八条の二第四項第二号に規定する大学若しくは大学院に

<p>2 (略)</p>	<p>二 十 (略)</p>	<p>科目 る教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。 （）において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に属する</p>
<p>2 (略)</p>	<p>二 十 (略)</p>	<p>属する科目 相当する教育を行う課程が置かれる教育施設をいう。次号において同じ。（）において税法に属する科目等の教授、准教授又は講師の職にあつた期間が通算して三年以上になる者及び税法に属する科目等に関する研究により博士の学位を授与された者については、税法に</p>

改 正 案	現 行
<p>11 附則 新法第六条第二項別表第三により、幼稚園、小学校又は中学校の教諭の二種免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けているものときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。</p> <p>12 新法第六条第二項別表第三により、幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は小学校教諭の</p>	<p>11 附則 新法第六条第二項別表第三により、小学校、中学校又は幼稚園の教諭の二種免許状を受けようとする者が、新施行法第一条第一項の表の第二号、第三号若しくは第七号から第九号までの規定に該当する者で同条第三項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の交付を受けたものであるとき、又は同法第二条第一項の表の第二号から第四号まで、第六号、第九号から第十二号まで、第十五号から第十七号まで、第二十号、第二十号の三、第二十四号若しくは第二十四号の二の規定に該当する者で、同項の規定によりそれぞれの学校の助教諭の臨時免許状の授与を受けているものときは、新法第六条第二項別表第三のそれぞれの学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「三」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一五」と読み替えるものとする。</p> <p>12 新法第六条第二項別表第三により、小学校教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を</p>

二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者、修業年限四年以上の専門学校を卒業した者、旧教員免許令による高等学校高等科教員免許状若しくは高等女学校高等科及び専攻科教員免許状を有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の幼稚園又は小学校の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

有する者若しくは旧大学令による学士の称号を有する者であつて、小学校助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるとき、又は幼稚園教諭の二種免許状を受けようとする者が、修業年限四年の教員養成諸学校を卒業した者若しくは修業年限四年以上の専門学校を卒業した者であつて、幼稚園助教諭の臨時免許状の授与を受けているものであるときは、前項の規定にかかわらず、同表の小学校又は幼稚園の教諭の二種免許状の項第三欄中「六」とあるのを「一」と、これらの項第四欄中「四五」とあるのを「一〇」と読み替えるものとする。

女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律（昭和三十年法律第二百二十五号）（附則第二十二條關係）

（傍線の部分は改正部分）

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">現 行</p>
<p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校</u>をいう。</p> <p>2（略）</p>	<p>（定義） 第二条 この法律において「学校」とは、<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園</u>をいう。</p> <p>2（略）</p>

クリーニング業法の一部を改正する法律（昭和三十年法律第一百五十四号）（附則第二十三条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>5 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、<u>クリーニング業法</u>第七条第三項の規定の適用については、<u>学校教育法</u>第五十七条に規定する者とみなす。</p>	<p>附 則</p> <p>5 旧国民学校令（昭和十六年勅令第四百四十八号）による国民学校の高等科を修了した者、旧中等学校令（昭和十八年勅令第三十六号）による中等学校の二年の課程を終わった者又は厚生労働省令で定めるところによりこれらの者と同等以上の学力があると認められる者は、当分の間、<u>新法</u>第七条第三項の規定の適用については、<u>学校教育法</u>第四十七条に規定する者とみなす。</p>

就学困難な児童及び生徒に係る就学奨励についての国の援助に関する法律（昭和三十一年法律第四十号）（附則第二十四条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十八条</u>に規定する学齢児童又は学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法<u>第十六条</u>に規定する保護者で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）<u>第六条</u>第二項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一～三（略）</p>	<p>（国の補助）</p> <p>第二条 国は、市（特別区を含む。）町村が、その区域内に住所を有する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十三条</u>に規定する学齢児童又は同法<u>第三十九条</u>第二項に規定する学齢生徒（以下「児童生徒」という。）の同法<u>第二十二条</u>第一項に規定する保護者で生活保護法（昭和二十五年法律第四百四号）<u>第六条</u>第二項に規定する要保護者であるものに対して、児童生徒に係る次に掲げる費用等（当該児童生徒について、同法第十三条の規定による教育扶助が行われている場合にあつては、当該教育扶助に係る第一号又は第二号に掲げるものを除く。）を支給する場合には、予算の範囲内において、これに要する経費を補助する。</p> <p>一～三（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）</p> <p>第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第六十六条に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（同法第七十六条第二項に規定する高等部に限る。）並びに同法第一百二十四条に規定する専修学校（同法第一百二十五条第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。</p>	<p>（都道府県が行う高等学校の生徒に対する学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税）</p> <p>第九十一条の二 都道府県又は民法第三十四条の規定に基づき設立された法人であつて都道府県に代わつて高等学校等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する高等学校、中等教育学校（同法第五十一条の五に規定する後期課程に限る。）及び特別支援学校（同法第七十二条第二項に規定する高等部に限る。）並びに同法第八十二条の二に規定する専修学校（同法第八十二条の三第一項に規定する高等課程に限る。）をいう。以下この条において同じ。）の生徒に学資としての資金の貸付けに係る事業を行うもの（政令で定めるものに限る。）が高等学校等の生徒に対して無利息で行う学資としての資金の貸付けに係る印紙税法別表第一一号の物件名の欄3に掲げる消費貸借に関する契約書には、印紙税を課さない。</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、<u>幼児、児童、生徒及び学生並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること</u>を目的とする。</p> <p>（学校保健安全計画）</p> <p>第二条 学校においては、<u>幼児、児童、生徒又は学生及び職員</u>の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。</p> <p>（就学時の健康診断）</p> <p>第四条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十七条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するもの</u>の就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校における保健管理及び安全管理に関し必要な事項を定め、<u>児童、生徒、学生及び幼児並びに職員の健康の保持増進を図り、もつて学校教育の円滑な実施とその成果の確保に資すること</u>を目的とする。</p> <p>（学校保健安全計画）</p> <p>第二条 学校においては、<u>児童、生徒、学生又は幼児及び職員</u>の健康診断、環境衛生検査、安全点検その他の保健又は安全に関する事項について計画を立て、これを実施しなければならない。</p> <p>（就学時の健康診断）</p> <p>第四条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十二条第一項の規定により翌学年の初めから同項に規定する学校に就学させるべき者で、当該市町村の区域内に住所を有するもの</u>の就学に当たつて、その健康診断を行わなければならない。</p>

第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第十七条第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関する指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(幼児、児童、生徒及び学生の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、幼児、児童、生徒又は学生(通信による教育を受ける学生を除く。)の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、幼児、児童、生徒又は学生の健康診断を行うものとする。

(健康相談)

第十一条 学校においては、幼児、児童、生徒又は学生の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある幼児、児童、生徒又は学生があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学

第五条 市町村の教育委員会は、前条の健康診断の結果に基き、治療を勧告し、保健上必要な助言を行い、及び学校教育法第二十二條第一項に規定する義務の猶予若しくは免除又は特別支援学校への就学に関する指導を行う等適切な措置をとらなければならない。

(児童、生徒、学生及び幼児の健康診断)

第六条 学校においては、毎学年定期に、児童、生徒、学生(通信による教育を受ける学生を除く。)又は幼児の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童、生徒、学生又は幼児の健康診断を行うものとする。

(健康相談)

第十一条 学校においては、児童、生徒、学生又は幼児の健康に関し、健康相談を行うものとする。

(出席停止)

第十二条 校長は、伝染病にかかつており、かかつておる疑いがあり、又はかかるおそれのある児童、生徒、学生又は幼児があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(地方公共団体の援助)

第十七条 地方公共団体は、その設置する小学校、中学校、中等教育学

校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第十六条に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一・二（略）

校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の児童又は生徒が、伝染性又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病で政令で定めるものにかかり、学校において治療の指示を受けたときは、当該児童又は生徒の保護者（学校教育法第二十二條第一項に規定する保護者をいう。）で次の各号のいずれかに該当するものに対して、その疾病の治療のための医療に要する費用について必要な援助を行うものとする。

一・二（略）

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和三十三年法律第十六号）（附則第二十七条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行	
<p>（学級編制の標準）</p> <p>第三条（略）</p> <p>2 各都道府県ごとの、公立の小学校又は中学校（中等教育学校の前期課程を含む。）の小学級の児童又は生徒の数の基準は、次の表の上欄に掲げる学校の種類及び同表の中欄に掲げる学級編制の区分に応じ、同表の下欄に掲げる数を標準として、都道府県の教育委員会が定める。ただし、都道府県の教育委員会は、当該都道府県における児童又は生徒の実態を考慮して特に必要があると認める場合については、この項本文の規定により定める数を下回る数を、当該場合に係る小学級の児童又は生徒の数の基準として定めることができる。</p>			
小学校	学級編成の区分	小学 級	小学 級
同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級	同学年の児童で編制する学級 二の学年の児童で編制する学級
一学級の児童又は生徒の数 四十人	一学級の児童又は生徒の数 四十人	一学級の児童又は生徒の数 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）	一学級の児童又は生徒の数 十六人（第一学年の児童を含む学級にあつては、八人）
学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支 八人	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支 八人	学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支 八人	学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支 八人

3 (略)	中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	援学級	
	二の学年の生徒で編制する学級	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	級	学校教育法第八十一条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

3 (略)	中学校(中等教育学校の前期課程を含む。)	援学級	
	二の学年の生徒で編制する学級	同学年の生徒で編制する学級	四十人
	級	学校教育法第七十五条第二項及び第三項に規定する特別支援学級	八人

改正案	現行
<p>第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十条に規定する高等学校の生徒、同法第八十三条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～4（略）</p>	<p>第九十条 次の各号のいずれかに該当する被保険者又は被保険者であつた者（次条及び第九十条の三において「被保険者等」という。）から申請があつたときは、社会保険庁長官は、その指定する期間（次条第一項から第三項までの規定の適用を受ける期間又は学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十一条に規定する高等学校の生徒、同法第五十二条に規定する大学の学生その他の生徒若しくは学生であつて政令で定めるもの（以下「学生等」という。）である期間若しくは学生等であつた期間を除く。）に係る保険料につき、既に納付されたもの及び第九十三条第一項の規定により前納されたものを除き、これを納付することを要しないものとし、申請のあつた日以後、当該保険料に係る期間を第五条第四項に規定する保険料全額免除期間（第九十四条第一項の規定により追納が行われた場合にあつては、当該追納に係る期間を除く。）に算入することができる。ただし、世帯主又は配偶者のいずれかが次の各号のいずれにも該当しないときは、この限りでない。</p> <p>一～五（略）</p> <p>2～4（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（納付金関係業務）</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 身体障害者又は知的障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第百二十四条</u>に規定する専修学校又は同法<u>第百三十四条</u>第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第三条</u>に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人</p>	<p>（納付金関係業務）</p> <p>第四十九条 厚生労働大臣は、身体障害者又は知的障害者の雇用に伴う経済的負担の調整並びにその雇用の促進及び継続を図るため、次に掲げる業務（以下「納付金関係業務」という。）を行う。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 身体障害者又は知的障害者の職業に必要な能力を開発し、及び向上させるための教育訓練（厚生労働大臣が定める基準に適合するものに限る。以下この号において同じ。）の事業を行う次に掲げるものに対して、当該事業に要する費用に充てるための助成金を支給すること並びに身体障害者又は知的障害者である労働者を雇用する事業主に対して、身体障害者又は知的障害者である労働者の教育訓練の受講を容易にするための措置に要する費用に充てるための助成金を支給すること。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十二条</u>の二に規定する専修学校又は同法<u>第八十三条</u>第一項に規定する各種学校を設置する私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）<u>第三条</u>に規定する学校法人又は同法第六十四条第四項に規定する法人</p>

2
(略)

八
十一
(略)

八・二
(略)

2
(略)

八
十一
(略)

八・二
(略)

改 正 案	現 行
<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者</p> <p>二（略）</p>	<p>（受験資格）</p> <p>第十五条 試験は、次の各号のいずれかに該当する者でなければ、受けることができない。</p> <p>一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学において、薬学の正規の課程（同法第五十五条第二項に規定するものに限る。）を修めて卒業した者</p> <p>二（略）</p>

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第三十四条第一項（同法第四十九条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び附則第九条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公立の中学校で学校教育法第七十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「教科用図書」とは、学校教育法第二十一条第一項（同法第四十条、第五十一条の九第一項及び第七十六条において準用する場合を含む。）及び第一百七条に規定する教科用図書をいう。</p> <p>3（略）</p> <p>（教科用図書の採択）</p> <p>第十三条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 公立の中学校で学校教育法第五十一条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すもの及び公立の中等教育学校の前期課程において使用する教科用図書については、市町村の教育委員会又は都道府県の教育委員会は、前二項の規定にかかわらず、学校ごとに、種目ごとに一種の教科用図書の採択を行うものとする。</p> <p>4（略）</p> <p>5 前各項の採択は、教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号。以下「臨時措置法」という。）第六条第一項の規定</p>

定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法附則第九条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法附則第九条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一・二 (略)

2 (略)

定により文部科学大臣から送付される目録に登載された教科用図書のうちから行わなければならない。ただし、学校教育法第一百七条に規定する教科用図書については、この限りでない。

(発行者の指定)

第十八条 文部科学大臣は、義務教育諸学校において使用する教科用図書(学校教育法第一百七条に規定する教科用図書を除く。以下この章において同じ。)の発行を担当する者で次の各号に掲げる基準に該当するものを、その者の申請に基づき、教科用図書発行者として指定する。

一・二 (略)

2 (略)

改正案	現行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するものうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの</p> <p>八（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三十一（略）</p> <p>三十二 勤労学生 次に掲げる者で、自己の勤労に基づいて得た事業所得、給与所得、退職所得又は雑所得（以下この号において「給与所得等」という。）を有するものうち、合計所得金額が六十五万円以下であり、かつ、合計所得金額のうち給与所得等以外の所得に係る部分の金額が十万円以下であるものをいう。</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 国、地方公共団体又は私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条（定義）に規定する学校法人、同法第六十四条第四項（私立専修学校及び私立各種学校）の規定により設立された法人若しくはこれらに準ずるものとして政令で定める者の設置した学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校又は同法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校の生徒で政令で定める課程を履修するもの</p> <p>八（略）</p>

三十三、四十八 (略)

2 (略)

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 (略)

二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は同法第七十六条(特別支援学校の部別)に規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金(前号に規定するものを除く。)又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配

三、十七 (略)

2 (略)

三十三、四十八 (略)

2 (略)

(非課税所得)

第九条 次に掲げる所得については、所得税を課さない。

一 (略)

二 学校教育法第一条(学校の範囲)に規定する小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校又は同法第七十二条(特別支援学校の部別)に規定する特別支援学校の小学部、中学部若しくは高等部の児童又は生徒が、その学校の長の指導を受けて預入し又は信託した預貯金(前号に規定するものを除く。)又は合同運用信託で政令で定めるものの利子又は収益の分配

三、十七 (略)

2 (略)

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（各種学校等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。）で学校教育法第二百二十四条の専修学校の教育を行おうとするものは、同法第二百三十条第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、同法の規定による専修学校となることができる。</p> <p>2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第三百三十四条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3・4 （略）</p>	<p>附 則</p> <p>（各種学校等に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の施行の際現に存する各種学校（我が国に居住する外国人を専ら対象とする教育施設に該当するものを除く。）で改正後の学校教育法（以下この条において「新法」という。）第八十二条の二の専修学校の教育を行おうとするものは、新法第八十二条の八第一項の規定による高等課程、専門課程又は一般課程の設置の認可を受けることにより、新法の規定による専修学校となることができる。</p> <p>2 前項に規定する各種学校に係る学校教育法第八十三条第一項の規定の適用については、当該各種学校が前項の規定により専修学校となるまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>3・4 （略）</p>

改正案	現行
<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（学校法人の責務）</p> <p>第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する<u>幼児、児童、生徒又は学生</u>に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある<u>幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国</p>	<p>（目的）</p> <p>第一条 この法律は、学校教育における私立学校の果たす重要な役割にかんがみ、国及び地方公共団体が行う私立学校に対する助成の措置について規定することにより、私立学校の教育条件の維持及び向上並びに私立学校に在学する<u>児童、生徒、学生又は幼児</u>に係る修学上の経済的負担の軽減を図るとともに私立学校の経営の健全性を高め、もつて私立学校の健全な発達に資することを目的とする。</p> <p>（学校法人の責務）</p> <p>第三条 学校法人は、この法律の目的にかんがみ、自主的にその財政基盤の強化を図り、その設置する学校に在学する<u>児童、生徒、学生又は幼児</u>に係る修学上の経済的負担の適正化を図るとともに、当該学校の教育水準の向上に努めなければならない。</p> <p>（学校法人に対する都道府県の補助に対する国の補助）</p> <p>第九条 都道府県が、その区域内にある<u>小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は幼稚園</u>を設置する学校法人に対し、当該学校における教育に係る経常的経費について補助する場合には、国</p>

は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第九十五条に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

2～7 (略)

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定
中学校法人には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により私立の幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。)を含むものとする。

2～6 (略)

は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、その一部を補助することができる。

(意見の聴取等)

第十二条の二 所轄庁は、前条第二号の規定による是正命令をしようとする場合には、あらかじめ、私立学校審議会又は学校教育法第六十条の二に規定する審議会等(以下「私立学校審議会等」という。)の意見を聴かなければならない。

2～7 (略)

附則

(学校法人以外の私立の幼稚園の設置者に対する措置)

第二条 第三条、第九条、第十条及び第十二条から第十五条までの規定
中学校法人には、当分の間、学校教育法第二百二条第一項の規定により私立の幼稚園を設置する者(以下「学校法人以外の私立の幼稚園の設置者」という。)を含むものとする。

2～6 (略)

国際連合大学本部に関する国際連合と日本国との間の協定の実施に伴う特別措置法（昭和五十一年法律第七十二号）（附則第三十五条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（名称の使用制限） 第三条（略） 2（略） 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第百三十五条第一項の規定は、大学には適用しない。</u></p>	<p>（名称の使用制限） 第三条（略） 2（略） 3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十三条の二第一項の規定は、大学には適用しない。</u></p>

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第百二十四条（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第百二十五条第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供</p> <p>ハ 学校教育法第百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供</p> <p>ニ（略）</p> <p>十二 学校教育法第三十四条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十九条（中学校）、第六十二条（高等学校）及び第七十条第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第八十二条（特</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇十（略）</p> <p>十一 次に掲げる教育に関する役務の提供（授業料、入学金、施設設備費その他の政令で定める料金を対価として行われる部分に限る。）</p> <p>イ（略）</p> <p>ロ 学校教育法第八十二条の二（専修学校）に規定する専修学校を設置する者が当該専修学校の同法第八十二条の三第一項（課程）に規定する高等課程、専門課程又は一般課程における教育として行う役務の提供</p> <p>ハ 学校教育法第八十三条第一項（各種学校）に規定する各種学校を設置する者が当該各種学校における教育（修業期間が一年以上であることその他政令で定める要件に該当するものに限る。）として行う役務の提供</p> <p>ニ（略）</p> <p>十二 学校教育法第二十一条第一項（小学校の教科用図書）（同法第四十条（中学校）、第五十一条（高等学校）及び第五十一条の九第一項（中等教育学校）において準用する場合並びに同法第七十六条</p>

別支援学校（）においてこれらの規定を準用する場合を含む。（）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三（略）

（特別支援学校）においてこれらの規定を準用する場合を含む。（）に規定する教科用図書（別表第二において「教科用図書」という。）の譲渡

十三（略）

改正案	現行
<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 次に掲げる施設の用に供されている土地等</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）附則第六条（学校の設置者の特例）に規定する私立の幼稚園、同法第二百二十四条（専修学校）に規定する専修学校又は同法第三百三十四条第一項（各種学校）に規定する各種学校（修業期間が一年以上であることその他の財務省令で定める要件を満たす各種学校に限る。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>一〇二十四（略）</p>	<p>別表第一（第六条関係）</p> <p>一〇八（略）</p> <p>九 次に掲げる施設の用に供されている土地等</p> <p>イ 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第一百一条第一項（学校の設置者の特例）</u>に規定する私立の幼稚園、同法<u>第八十二条の二（専修学校）</u>に規定する専修学校又は同法<u>第八十三条第一項（各種学校）</u>に規定する各種学校（修業期間が一年以上であることその他の財務省令で定める要件を満たす各種学校に限る。）</p> <p>ロ（略）</p> <p>一〇二十四（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 専修学校 学校教育法第百二十四条に規定する専修学校をいう。</p> <p>五 各種学校 学校教育法第百三十四条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法附則第六条の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同条の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>一～三（略）</p> <p>四 専修学校 学校教育法第八十二条の二に規定する専修学校をいう。</p> <p>五 各種学校 学校教育法第八十三条第一項に規定する各種学校をいう。</p> <p>附 則</p> <p>（私立学校等の特例）</p> <p>第十三条 この法律（第二十三条第一項第一号を除く。）において、私立学校には、当分の間、学校教育法第百二条第一項の規定により学校法人以外の者によって設置された私立の幼稚園を含み、学校法人には、当分の間、同項の規定により幼稚園を設置する学校法人以外の者を含むものとする。</p>

学校教育法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第五十五号）（附則第三十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 学校教育法第八十九条の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学する者（同日前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなった者のうち、文部科学大臣の定める者を含む。）については、適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>（学校教育法の一部改正に伴う経過措置）</p> <p>2 第一条の規定による改正後の学校教育法第五十五条の三の規定は、この法律の施行の日前から引き続き大学に在学する者（同日前に大学に在学し、同日以後に再び大学に在学することとなった者のうち、文部科学大臣の定める者を含む。）については、適用しない。</p>

改正案	現行
<p>（法曹養成の基本理念）</p> <p>第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。</p> <p>一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十九条第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実</p>	<p>（法曹養成の基本理念）</p> <p>第二条 法曹の養成は、国の規制の撤廃又は緩和の一層の進展その他の内外の社会経済情勢の変化に伴い、より自由かつ公正な社会の形成を図る上で法及び司法の果たすべき役割がより重要なものとなり、多様かつ広範な国民の要請にこたえることができる高度の専門的な法律知識、幅広い教養、国際的な素養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹が求められていることにかんがみ、国の機関、大学その他の法曹の養成に係る機関の密接な連携の下に、次に掲げる事項を基本として行われるものとする。</p> <p>一 法科大学院（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十五條第二項に規定する専門職大学院であつて、法曹に必要な学識及び能力を培うことを目的とするものをいう。以下同じ。）において、法曹の養成のための中核的な教育機関として、各法科大学院の創意をもつて、入学者の適性の適確な評価及び多様性の確保に配慮した公平な入学者選抜を行い、少人数による密度の高い授業により、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。次条第三項において同じ。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するための理論的かつ実践的な教育を体系的に実</p>

施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十条第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第百九条第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第百九条第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 (略)

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第百十条第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に通知す

施し、その上で厳格な成績評価及び修了の認定を行うこと。

二・三 (略)

(法科大学院の適格認定等)

第五条 文部科学大臣は、法科大学院の教育課程、教員組織その他教育研究活動の状況(以下単に「教育研究活動の状況」という。)についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九条の四第三項に規定する細目を定めるときは、その者の定める法科大学院に係る同法第六十九条の三第四項に規定する大学評価基準(以下この条において「法科大学院評価基準」という。)の内容が法曹養成の基本理念(これを踏まえて定められる法科大学院に係る同法第三条に規定する設置基準を含む。)を踏まえたものとなるように意を用いなければならない。

2 学校教育法第六十九条の三第二項に規定する認証評価機関(以下この条において単に「認証評価機関」という。)が行う法科大学院の教育研究活動の状況についての同条第三項の規定による認証評価(第四項において単に「認証評価」という。)においては、当該法科大学院の教育研究活動の状況が法科大学院評価基準に適合しているか否かの認定をしなければならない。

3 (略)

4 文部科学大臣は、法科大学院の教育研究活動の状況について認証評価を行った認証評価機関から学校教育法第六十九条の四第四項の規定によりその結果の報告を受けたときは、遅滞なく、これを法務大臣に

<p>るものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(法務大臣と文部科学大臣との関係)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第百十條第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。</p> <p>三 学校教育法第百九條第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第百十一條第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。</p> <p>3・4 (略)</p>	<p>通知するものとする。</p> <p>5 (略)</p> <p>(法務大臣と文部科学大臣との関係)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 文部科学大臣は、次に掲げる場合には、あらかじめ、その旨を法務大臣に通知するものとする。この場合において、法務大臣は、文部科学大臣に対し、必要な意見を述べることができる。</p> <p>一 (略)</p> <p>二 法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者の認証の基準に係る学校教育法第六十九條の四第三項に規定する細目を定め、又はこれを改廃しようとするとき。</p> <p>三 学校教育法第六十九條の三第二項の規定により法科大学院の教育研究活動の状況についての評価を行う者を認証し、又は同法第六十九條の五第二項の規定によりその認証を取り消そうとするとき。</p> <p>3・4 (略)</p>
--	---

改正案	現行
<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第十六条</u>に規定する保護者をいい、<u>同条</u>に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十七条</u>第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>七～九（略）</p> <p>2（略）</p>	<p>（業務の範囲）</p> <p>第十五条 センターは、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一～五（略）</p> <p>六 学校の管理下における児童生徒等の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。以下同じ。）につき、当該児童生徒等の保護者（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第二十二條</u>第一項に規定する保護者をいい、<u>同項</u>に規定する保護者のない場合における里親（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）<u>第二十七條</u>第一項第三号の規定により委託を受けた里親をいう。）その他の政令で定める者を含む。以下同じ。）又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあつては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付（医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。以下同じ。）を行うこと。</p> <p>七～九（略）</p> <p>2（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは「、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第九十五条及び附則第六条において学校設置会社という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条第一項</p>	<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、地域の特性を生かした教育の実施の必要性、地域産業を担う人材の育成の必要性その他の特別の事情に対応するための教育又は研究を株式会社を設置する学校（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校をいう。以下この条及び別表第二号において同じ。）が行うことが適切かつ効果的であると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、同法第二条第一項中「及び私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」とあるのは「、私立学校法第三条に規定する学校法人（以下学校法人と称する。）」及び構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十二条第二項に規定する特別の事情に対応するための教育又は研究を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している株式会社（次項、第四条第一項第三号、第六十条の二及び第百二条第一項において学校設置会社という。）」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置会社の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十二条</p>

の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条）において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）と、同法第九十五条（同法第二百二十三条において準用する場合を含む。）中、「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2）13（略）

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によつては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の

第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条）において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）と、同法第六十条の二（同法第七十条の十において準用する場合を含む。）中「諮問しなければならない」とあるのは「諮問しなければならない。学校設置会社の設置する大学について第四条第一項の規定による認可を行う場合（設置の認可を行う場合を除く。）及び学校設置会社の設置する大学に対し第十三条の規定による命令を行う場合も、同様とする」と、同法第二百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置会社」とする。

2）13（略）

第十三条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域において、学校生活への適応が困難であるため相当の期間学校（学校教育法第一条に規定する学校をいい、大学及び高等専門学校を除く。以下この条及び別表第三号において同じ。）を欠席していると認められる児童、生徒若しくは幼児又は発達障害により学習上若しくは行動上著しい困難を伴うため教育上特別の指導が必要であると認められる児童、生徒若しくは幼児（次項において「不登校児童等」という。）を対象として、当該構造改革特別区域に所在する学校の設置者による教育によつては満たされない特別の需要に応ずるための教育を特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の

特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び附則第六条において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第四十四条（第二十八条、第四十九条、第六十二条、第七十条第一項及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条第三項（第七十条第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法附則第六条中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

255 (略)

第十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経

特定非営利活動法人をいう。次項において同じ。）の設置する学校が行うことにより、当該構造改革特別区域における学校教育の目的の達成に資するものと認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、学校教育法第二条第一項中「設置することができる」とあるのは「設置することができる。ただし、構造改革特別区域法（平成十四年法律第百八十九号）第十三条第二項に規定する特別の需要に応ずるための教育を行い、かつ、同項各号に掲げる要件のすべてに適合している特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人（次項、第四条第一項第三号及び第百二条第一項において学校設置非営利法人という。）は、大学及び高等専門学校以外の学校を設置することができる」と、同条第二項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」と、同法第四条第一項第三号中「都道府県知事」とあるのは「都道府県知事（学校設置非営利法人の設置するものにあつては、構造改革特別区域法第十三条第一項の認定を受けた地方公共団体の長。第十条、第十四条、第三十四条（第四十条、第五十一条、第五十一条の九第一項、第七十六条及び第八十二条において準用する場合を含む。）及び第四十五条第三項（第五十一条の九第一項において準用する場合を含む。）において同じ。）」と、同法第百二条第一項中「学校法人」とあるのは「学校法人又は学校設置非営利法人」とする。

255 (略)

第十四条 地方公共団体が、その設定する構造改革特別区域における経

済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法第二十三条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第二十六条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。

2 第九条第一項の規定により前項の認定が取り消された場合においては、その取消しの日の前日に構造改革特別区域内の幼稚園に在籍する満三歳に達しない幼児は、学校教育法第二十六条の規定にかかわらず、満三歳に達するまで引き続き在籍することができる。

済的社会的条件の変化に伴い幼児の数が減少し又は幼児が他の幼児と共に活動する機会が減少したことその他の事情により当該構造改革特別区域内の幼稚園においては学校教育法第七十八条第二号に掲げる目標を達成することが困難であると認められることから幼児の心身の発達を助長するために特に必要があると認めて内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、幼児は、同法第八十条の規定にかかわらず、満二歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初めから当該構造改革特別区域内の幼稚園に入園することができる。

2 第九条第一項の規定により前項の認定が取り消された場合においては、その取消しの日の前日に構造改革特別区域内の幼稚園に在籍する満三歳に達しない幼児は、学校教育法第八十条の規定にかかわらず、満三歳に達するまで引き続き在籍することができる。

改正案		現行													
<p>（役員の職務及び権限）</p> <p>第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2）5（略）</p> <p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は専修学校を附属させて設置することができる。</p> <p>別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条關係）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立大学法人の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>理事の員数</td> </tr> <tr> <td>国立大学の名称</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第百三条に規定する大学とする。</p>		国立大学法人の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数	国立大学の名称			<p>（役員の職務及び権限）</p> <p>第十一条 学長は、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第五十八条第三項に規定する職務を行うとともに、国立大学法人を代表し、その業務を総理する。</p> <p>2）5（略）</p> <p>（大学附属の学校）</p> <p>第二十三条 国立大学に、文部科学省令で定めるところにより、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、幼稚園又は専修学校を附属させて設置することができる。</p> <p>別表第一（第二条、第四条、第十条、附則第三条、附則第十五条關係）</p> <table border="1"> <tr> <td>国立大学法人の名称</td> <td>主たる事務所の所在地</td> <td>理事の員数</td> </tr> <tr> <td>国立大学の名称</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>一 政策研究大学院大学、総合研究大学院大学、北陸先端科学技術大学院大学及び奈良先端科学技術大学院大学は、学校教育法第六十八条に規定する大学とする。</p>		国立大学法人の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数	国立大学の名称		
国立大学法人の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数													
国立大学の名称															
国立大学法人の名称	主たる事務所の所在地	理事の員数													
国立大学の名称															

二・三
三
(略)

二・三
三
(略)

改正案	現行
<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、<u>学校教育法第百四条第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。</u></p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>学校教育法第百四条第四項の規定により、学位を授与すること。</u></p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>	<p>（機構の目的）</p> <p>第三条 独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、大学等（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する大学及び高等専門学校並びに国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第四項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。）の教育研究活動の状況についての評価等を行うことにより、その教育研究水準の向上を図るとともに、<u>学校教育法第六十八条の二第四項の規定による学位の授与を行うことにより、高等教育の段階における多様な学習の成果が適切に評価される社会の実現を図り、もって我が国の高等教育の発展に資することを目的とする。</u></p> <p>（業務の範囲）</p> <p>第十六条 機構は、第三条の目的を達成するため、次の業務を行う。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 <u>学校教育法第六十八条の二第四項の規定により、学位を授与すること。</u></p> <p>三〇五 （略）</p> <p>二〇三 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（辞退事由）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法第一条、<u>第百二十四条</u>又は<u>第百三十四条</u>の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）</p> <p>四〇七 （略）</p>	<p>（辞退事由）</p> <p>第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、裁判員となることについて辞退の申立てをすることができる。</p> <p>一・二 （略）</p> <p>三 学校教育法第一条、<u>第八十二条</u>の二又は<u>第八十三条</u>の学校の学生又は生徒（常時通学を要する課程に在学する者に限る。）</p> <p>四〇七 （略）</p>

改 正 案	現 行
<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法</p>	<p>附 則</p> <p>（経過措置）</p> <p>第二条 次の各号のいずれかに該当する者は、この法律による改正後の薬剤師法（以下「新薬剤師法」という。）第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。</p> <p>一 （略）</p> <p>二 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学（短期大学を除く。以下同じ。）に在学し、施行日以後に旧薬剤師法第十五条第一号に規定する要件に該当することとなった者（施行日以後に学校教育法に基づく大学に入学し、当該大学において、薬学の正規の課程（学校教育法等の一部を改正する法律（平成十六年法律第四十九号）第一条の規定による改正後の学校教育法（以下「新学校教育法」という。）第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業した者を除く。）</p> <p>2 （略）</p> <p>第三条 施行日の属する年度から平成二十九年度までの間に学校教育法</p>

に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（同法第八十七条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、同法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

に基づく大学に入学し、薬学の正規の課程（新学校教育法第五十五条第二項に規定するものを除く。）を修めて卒業し、かつ、学校教育法に基づく大学院において薬学の修士又は博士の課程を修了した者であつて、厚生労働大臣が、厚生労働省令で定めるところにより新薬剤師法第十五条第一号に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有すると認定したものは、新薬剤師法第十五条の規定にかかわらず、薬剤師国家試験を受けることができる。

<p>改 正 案</p>	<p>現 行</p>
<p>附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 学校教育法第百六条</p> <p>二 十六（略）</p>	<p>附 則</p> <p>（助教授の在職に関する経過措置）</p> <p>第二条 この法律の規定による改正後の次に掲げる法律の規定の適用については、この法律の施行前における助教授としての在職は、准教授としての在職とみなす。</p> <p>一 学校教育法第六十八条の三</p> <p>二 十六（略）</p>

改 正 案	現 行
<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p>	<p>（定義）</p> <p>第二条（略）</p> <p>2 この法律において「留学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に基づく大学の大学院の課程（同法第六十八条の二第四項第二号の規定により大学院の課程に相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修する研修であつて、国家公務員法第七十三条の規定に基づき、職員の同意を得て、国が実施するもののうち、その内容及び実施形態を考慮して人事院規則で定めるものをいう。</p> <p>3・4（略）</p>

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（附則第四十九条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合）<u>あつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。</u></p> <p>（）の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当</p>	<p>（教育、保育等を総合的に提供する施設の認定等）</p> <p>第三条 幼稚園又は保育所等（以下「施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事（保育所に係る児童福祉法の規定による認可その他の処分をする権限に係る事務を地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百八十条の二の規定に基づく都道府県知事の委任を受けて当該都道府県の教育委員会が行う場合その他の文部科学省令・厚生労働省令で定める場合）<u>あつては、都道府県の教育委員会。以下同じ。</u></p> <p>（）の認定を受けることができる。</p> <p>一 当該施設が幼稚園である場合にあつては、幼稚園教育要領（学校教育法第七十九条の規定に基づき幼稚園の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、当該幼稚園に在籍している子どものうち児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に該当する者に対する保育を行うこと。</p> <p>二 当該施設が保育所等である場合にあつては、児童福祉法第三十九条第一項に規定する幼児に対する保育を行うほか、当該幼児以外の満三歳以上の子ども（当該施設が保育所である場合にあつては、当</p>

該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三・四（略）

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ（略）

二・三（略）

3（略）

（学校教育法の特例）

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携

該保育所が所在する市町村（特別区を含む。以下同じ。）における同法第二十四条第二項に規定する保育の実施に対する需要の状況に照らして適当と認められる数の子どもに限る。）を保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行うこと。

三・四（略）

2 幼稚園及び保育所等のそれぞれの用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている場合における当該幼稚園及び保育所等（以下「幼保連携施設」という。）の設置者（都道府県を除く。）は、その設置する幼保連携施設が次に掲げる要件に適合している旨の都道府県知事の認定を受けることができる。

一 次のいずれかに該当する施設であること。

イ 当該幼保連携施設を構成する保育所等において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第七十八条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該幼保連携施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されていること。

ロ（略）

二・三（略）

3（略）

（学校教育法の特例）

第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携

施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第七十八条、第七十九条並びに第八十一条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第七十八条中「努めなければならない」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第七十九条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第八十一条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）（附則第五十条関係）

（傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第四項から第七項まで及び第十一項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。</p>	<p>（学校教育法の特例）</p> <p>第十二条 認定こども園である幼稚園又は認定こども園である幼保連携施設を構成する幼稚園に係る学校教育法第二十四条、第二十五条並びに第二十七条第三項及び第四項の規定の適用については、同法第二十四条中「努めるものとする」とあるのは「努めるとともに、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）第二条第六項に規定する子育て支援事業（以下単に「子育て支援事業」という。）を行うものとする」と、同法第二十五条中「保育内容」とあるのは「保育内容（子育て支援事業を含む。）」と、同法第二十七条第三項及び第四項中「園務」とあるのは「園務（子育て支援事業を含む。）」とする。</p>

改 正 案	現 行
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 幼稚園、<u>小学校</u>、<u>中学校</u>又は<u>高等学校</u>の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>第八条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 <u>小学校</u>、<u>中学校</u>、<u>高等学校</u>又は<u>幼稚園</u>の教諭の普通免許状を受けている者が新免許法別表第七の規定により同表の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けようとする場合における同表の第四欄に定める最低単位数の算定については、<u>文部科学省令</u>で定めるところにより、当該者が旧免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために大学において修得した単位数を新免許法別表第七の第一欄に掲げる二種免許状の授与を受けるために必要な単位数に合算することができる。</p>

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第八十三条</u>に規定する大学（当該大学に置かれる同法第九十一条に規定する専攻科及び同法第九十七条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第四百四条第四項第二号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>4・5（略）</p>	<p>（定義） 第二条（略） 2（略） 3 この法律において「大学等における修学」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）<u>第五十二条</u>に規定する大学（当該大学に置かれる同法第五十七条に規定する専攻科及び同法第六十二条に規定する大学院を含む。）の課程（同法第六十八条の二第四項第一号の規定によりこれに相当する教育を行うものとして認められたものを含む。）又はこれに相当する外国の大学（これに準ずる教育施設を含む。）の課程に在学してその課程を履修することをいう。</p> <p>4・5（略）</p>

改正案	現行
<p>第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。 （略） 第九十九条の二を第九十九条の四とし、第九十九条の次に次の二条を加える。 （学生納付特例の事務手続に関する特例） 第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第八十三条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。</p> <p>2）4 （略）</p>	<p>第三条 国民年金法の一部を次のように改正する。 （略） 第九十九条の二を第九十九条の四とし、第九十九条の次に次の二条を加える。 （学生納付特例の事務手続に関する特例） 第九十九条の二 国及び地方公共団体並びに国立大学法人法（平成十五年法律第十二号）第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法（平成十五年法律第十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人及び私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十七号）第三条に規定する学校法人その他の政令で定める法人であつて、社会保険庁長官がこれらの法人からの申請に基づき、第九十条の三第一項の申請に関する事務を適正かつ確実に実施することができるものと認められるものとして指定するもの（以下この条において「学生納付特例事務法人」という。）は、その設置する学校教育法第五十二条に規定する大学その他の政令で定める教育施設において当該教育施設の学生等である被保険者の委託を受けて、当該被保険者に係る同項の申請をすることができる。</p> <p>2）4 （略）</p>

(略)

(略)

改正案	現行
<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 初等中等教育（幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校）における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～十一（略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における幼児、児童、生徒及び学生の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。</p> <p>十三～九十七（略）</p>	<p>（所掌事務）</p> <p>第四条 文部科学省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 初等中等教育（小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園）における教育をいう。以下同じ。）の振興に関する企画及び立案並びに援助及び助言に関すること。</p> <p>八～十一（略）</p> <p>十二 学校保健（学校における保健教育及び保健管理をいう。）、学校安全（学校における安全教育及び安全管理をいう。）、学校給食及び災害共済給付（学校の管理下における児童、生徒、学生及び幼児の負傷その他の災害に関する共済給付をいう。）に関すること。</p> <p>十三～九十七（略）</p>